

平成26年度
「食の安全安心の確保に関する基本的な計画
(第2期)」に基づく施策の実施状況

平成27年9月

宮 城 県

= 目 次 =

I	食の安全安心の確保に関する施策の実施状況の概要	1
II	食の安全安心の確保に関する基本的な計画に係る施策ごとの実施状況	5
1	安全で安心できる食品の供給の確保	
(1)	生産及び供給体制の確立	
イ	生産者の取組への支援	5
ロ	安全な農水産物生産環境づくり支援	8
ハ	事業者に対する支援	11
(2)	監視指導及び検査の徹底	
イ	生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底	13
ロ	事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底	16
ハ	食品表示の適正化の推進	21
2	食の安全安心に係る信頼関係の確立	
(1)	情報共有及び相互理解の促進	
イ	情報の収集、分析及び公開	24
ロ	生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進	26
(2)	県民参加	
イ	県民総参加運動の展開	29
ロ	県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映	32
3	食の安全安心を支える体制の整備	
(1)	体制整備及び関係機関等との連携強化	
イ	食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進	34
ロ	みやぎ食の危機管理基本マニュアル等（個別のマニュアルを含む）による迅速な対応	34
ハ	食の安全に関する調査・研究の充実	34
ニ	国、都道府県、市町村との連携	35
(2)	みやぎ食の安全安心推進会議	36
4	食品に係る放射能対策	
イ	食品の放射性物質検査	38
ロ	生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進	41
III	施策の実施状況に対する「みやぎ食の安全安心推進会議」の評価	43
IV	実績数値総括表	47
V	資料編	53
・	用語集	53
・	みやぎ食の安全安心推進条例	65

I 食の安全安心の確保に関する施策の実施状況の概要

1 安全で安心できる食品の供給の確保

(1) 生産及び供給体制の確立

イ 生産者の取組への支援

食品の生産においては、安全で安心できる食品を望む消費者の期待に応えられるよう、生産者自らが食の安全安心の必要性を身近に感じ、取り組むことが必要であり、その取組を促進する施策を実施した。

農業関係では、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の普及拡大に努めるとともに、農業生産工程管理（^{ギャップ}GAP）に基づく自主的な衛生管理の取組を推進した。また、農薬使用者等に対する立入検査を通じて、農薬の適正使用を推進した。

畜産関係については、県内全ての牛に管理用個体識別番号耳標を装着し、牛の生産履歴が把握できる体制を継続した。

水産関係については、東日本大震災により被災したかき共同処理施設の復旧整備に際して、浄化施設を併設するなどの安全対策を取った。

ロ 安全な農水産物生産環境づくり支援

食の安全安心を確保するためには、個々の生産者だけでは解決しにくい課題があることから、生産者が積極的に安全な農産物等の生産に取り組むことができる環境整備に努めた。

農業関係では、病害虫の防除対策の支援、カドミウム（Cd）基準値超過米の発生抑制対策の推進により、安全な農産物の生産を図った。また、放射性物質濃度のデータを活用し、必要な営農対策等について指導助言等を行った。

畜産関係では、家畜伝染病予防法に基づく検査により、家畜伝染病等の発生予防とまん延防止を図り、経済的損失を防ぐとともに、安全で高品質な畜産物の生産を図った。

水産関係では、県産二枚貝等について、食中毒未然防止及び信頼性向上のための貝毒検査を実施した。

ハ 事業者に対する支援

^{ハサツブ}HACCPの考えを取り入れた本県独自の衛生管理手法「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」について、事業者への普及推進に努めた。また、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）に基づく立入検査や周知啓発、「食材王国みやぎ地産地消推進店」の登録推進を図った。

(2) 監視指導及び検査の徹底

イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底

食品の生産段階での安全性を確保するため、農薬の販売者及び使用者に対する立入検査、肥料及び飼料の安全性確保のための立入検査、動物用医薬品販売業者への立入検査を行うとともに、高病原性鳥インフルエンザの予防のための定期的な監視・検査等を実施し、生産物の安全安心の確保に努めた。

ロ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底

食品衛生法に基づき、毎年度策定している宮城県食品衛生監視指導計画による、食品営業施設の監視指導並びに輸入食品を始め県内に流通する食品の規格基準の検査、食品中の残留農薬、ノロウイルス及びBSE検査等を実施し、飲食に起因する危害防止に努めた。

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、県産の農産物、林産物、畜産物及び水産物（以下「県産農林水産物」という。）の安全性を確認するために放射性物質検査を行った。

また、水産物については、定期的な精密検査のほか、県内の主要魚市場に簡易測定器を貸与し、スクリーニング調査による安全確認を行い、基準値を超える水産物を市場に流通させないよう万全な対策を講じた。

さらに、市町村等が実施する放射性物質測定検査に係る経費に対し、交付金による支援を行った。

ハ 食品表示の適正化の推進

食品表示の適正化を推進するため、JAS法、食品衛生法などの関係法令に基づき監視指導を行った。また、食品表示ウォッチャーによる食品表示モニタリング調査、輸入生かき偽装防止特別監視員（オイスターGメン）による監視指導を実施した。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

(1) 情報共有及び相互理解の促進

イ 情報の収集、分析及び公開

食の安全安心の確保のためには、情報の共有が重要であることから、みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケートや食の安全安心に関する研修会（テーマ「食品中の放射性物質」ほか）等により県民の意向の把握に努めたほか、宮城県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果等を取りまとめて公表した。

ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

食の安全安心の確保のためには、消費者、生産者及び事業者の相互理解のもと、信頼関係を構築することが重要であることから、食の安全安心セミナーの開催、「地域の食と農の相談窓口」の設置、民間企業等と連携した地産地消のPR、学校給食への県産食

材の利用拡大の働きかけ等により消費者、生産者及び事業者等の相互理解を促進した。

(2) 県民参加

イ 県民総参加運動の展開

消費者、生産者及び事業者、県が協働して「安全で安心できる食」の実現を目指し、消費者が参加する「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度」及び生産者・事業者が自ら取り組む「みやぎ食の安全安心取組宣言」を中心に「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を推進した。

ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映

食の安全安心消費者モニターアンケートの実施、食の安全安心セミナーでの意見交換等、様々な機会を活用し広く県民の意見を収集した。また、「食品表示110番」及び「食の110番」を設置し、県民や事業者からの食品の表示等に関する情報提供、疑問や相談に対応した。

3 食の安全安心を支える体制の整備

(1) 体制整備及び関係機関等との連携強化

イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進

食に対する安全安心の施策を総合的に推進するため、宮城県食の安全安心対策本部を設置しており、平成26年度は、8月に開催した対策本部会議において、平成25年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく施策の実施状況について協議した。

ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等(個別のマニュアルを含む)による迅速な対応

みやぎ食の危機管理基本マニュアル及び関係各課において作成している個別の対応マニュアルに基づく事案等について情報の共有化を図り、食の安全安心の確保に対する危機に備えた。

ハ 食の安全に関する調査・研究の充実

生かきのノロウィルス新検査法手法の実用化のため、解析ソフトの開発を行った。また、ヒスタミンの分析法の検討、亜鉛等重金属の公定法の改良検討を行った。

ニ 国、都道府県、市町村との連携

厚生労働省等から適宜違反食品等に係る情報の提供を受けるとともに、輸入食品に関する情報収集に努めた。また、食品表示の適正化に向けて、国や市町村と連携を図り、疑義情報に迅速に対応した。

(2) みやぎ食の安全安心推進会議

食の安全安心の確保を図るため、条例により学識経験者、消費者代表及び生産者・事業者代表で構成する「みやぎ食の安全安心推進会議」を設置している。平成26年度は推進会議を3回開催し、食の安全安心の確保に関して審議を行ったほか、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく施策の実施状況について評価を受けるとともに意見や提言を広く聴取し、各種施策に反映させた。

4 食品に係る放射能対策

イ 食品の放射性物質検査

県が定めた「農林水産物等の放射性物質検査計画」により、県内で生産される農林畜水産物等や販売される食品について放射性物質検査を行い、安全が確認された食品の流通に努めた。

また、検査結果は、県ホームページ「放射能情報サイトみやぎ」等で速やかに公表した。

ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

食の安全安心に関する意見交換及び共通認識の醸成を図るため、放射性物質をテーマに、消費者、生産者・事業者、行政等が主体となった食の安全安心セミナー、地域に密着した地方懇談会、消費者モニターを対象にした研修会を開催した。

[注]

「4 食品に係る放射能対策」については、みやぎ食の安全安心推進会議において別立てで評価すべきとの意見を受け、平成23年度「施策の実施状況」以降、食品に係る放射能対策を一部再掲する形で記載している。

Ⅱ 食の安全安心の確保に関する基本的な計画に係る施策ごとの実施状況

1 安全で安心できる食品の供給の確保

(1) 生産及び供給体制の確立

イ 生産者の取組への支援

(イ) 安全な農産物生産に対する意識の高い経営者の育成

化学合成農薬及び化学肥料を節減した農産物を県が認証する「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」について、パンフレットを作成し、各種催事において配布するなど、県認証制度の普及拡大に努めた。

また、「みやぎまるごとフェスティバル」の環境保全型農業紹介コーナーやみやぎの安心市場のブースを出店し、県認証制度を中心に環境保全型農業をPRした。

みやぎの環境にやさしい農業推進セミナー(103名参加)を開催し、独自の研究と経験に裏打ちされた栽培技術で、安定生産と有利販売に結びつけている事例の紹介や意見交換を行い、環境保全型農業の取組の高度化及び普及拡大を図った。

(成果)

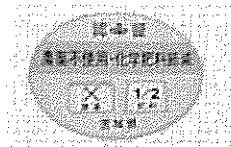
- ・「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」による取組状況
生産登録面積 2,980ha (前年比 98%)
取組件数 539件 (前年比 108%)
- ・エコファーマーは、5,902人(H27.3末現在)で、平成25年度末より234人減少した。

[参考] 本県の販売農家数49,384戸(2010年世界農林業センサスより)

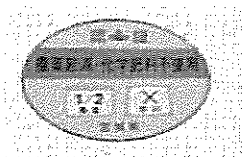
● 「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」のマーク



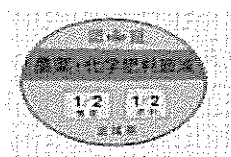
農薬・化学肥料
不使用栽培農産物



農薬不使用・化学肥料
節減栽培農産物



農薬節減・化学肥料
不使用栽培農産物



農薬・化学肥料
節減栽培農産物

(ロ) 農業生産工程管理 (GAP) 等の普及拡大

GAPに取り組もうとしている農業法人や農協職員を対象にGAP推進研修会を開催し、地域におけるGAP導入について意識啓発を行った。また、農業者の指導にあたる農業改良普及センター職員をJGAP指導者基礎研修会に派遣し、JGAP指導者として育成した。

(成果)

- ・GAP推進研修会開催により、農業法人や農協職員等のGAP導入への意識が高まった。
- ・JGAP指導者基礎研修へ派遣し、JGAP指導員5名を育成した。
(農業改良普及センター職員4名＋農産園芸環境課職員1名)
- ・26年度、新たに2農業法人が第三者認証GAPを取得し、本県の第三者認証取得経営体は、8経営体となった。

(ハ) 農薬の適正使用の推進

農薬危害防止運動において、ポスターやリーフレットによる周知・啓蒙を行うとともに、農薬の適正使用を推進するため、農薬危害防止運動研修会を開催した。

(成果)

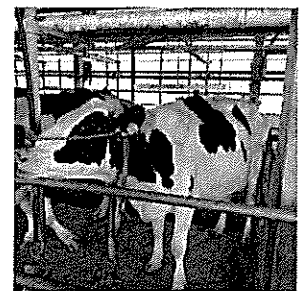
- ・農薬危害防止運動等の実施により、農薬の適正使用への意識が高まった。
 - ①農薬危害防止運動
 - ・実施期間 平成26年6月2日～8月1日
 - ・啓発資料 リーフレット「農薬危害防止運動実施中」9,000枚
冊子「農薬中毒の症状と治療法」230部
ポスター「農薬危害防止運動」540部
 - ②農薬危害防止運動研修会
 - ・開催日 平成26年7月11日
 - ・開催場所 古川農業試験場
 - ・参加人数 66名(農薬使用者、農薬販売者、農薬管理指導士ほか)

(ニ) 牛のトレーサビリティシステムの推進

牛の生産履歴を管理するための個体識別番号耳標の装着に係る各種変更手続き及び登録エラー解消等の支援を行った。

(成果)

- ・個体識別番号耳標の装着により、牛の生産履歴が把握できる体制が確立されており、国産牛肉の信頼性確保に努めた。

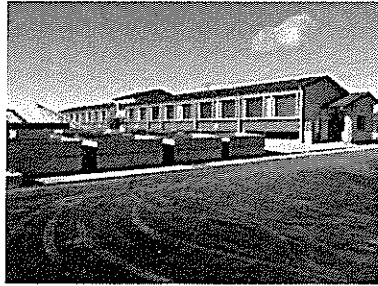


耳標を装着した牛

[参考] 本県の飼養頭数 乳用牛21,000頭、肉用牛83,900頭
(平成26年2月1日現在、「畜産統計」より)

(ホ) 水産関係の施設等の整備支援

東日本大震災により被災したかき共同処理施設について復旧整備を実施し、浄化施設を併設するなどの安全対策について留意した。



完成した共同かき処理場
(宮城県漁協表浜支所 西出当処理場)



衛生的な施設でかき剥き作業に
励む生産者

(成果)

- ・新たに8施設について復旧整備を実施した。※平成25年度繰越分を含む

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成21年度)	実績 (平成26年度)	目標値 (平成27年度)
認定エコファーマー数	9,284人	5,902人	11,000人
環境保全型農業取組面積(注)	27,899 ha	26,700 ha	45,000 ha
第三者認証GAP取得農場数	6農場	8農場	50農場
耳標の装着率	100%	100%	100%

(注) 環境保全型農業取得面積: JAS有機農産物及び特別栽培農産物(県認証農産物,環境保全米等)の栽培面積

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	実施概要
環境にやさしい農業定着促進事業 (農産園芸環境課)	5,972 [5,972]	特別栽培農産物を県が認証する「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」を運営した。また、環境と調和した持続性の高い農業に取り組むエコファーマーの活動を支援した。
生産工程管理推進事業 (農産園芸環境課)	564 [185]	第三者認証GAP取得農場数を増やすため、GAP推進研修会を開催するとともに、JGAP指導員基礎研修により、JGAP指導員5名を育成した。
農業安全使用指導事業 (農産園芸環境課)	1,997 [999]	安全な農作物生産を推進するため、農業危害防止運動等を通じて農業の適正使用を推進した。
共同利用施設災害復旧整備事業 (水産業基盤整備課)	1,297,705 [259,542]	被災したかき処理場の復旧整備に係る補助を実施した。

ロ 安全な農水産物生産環境づくり支援

(イ) 病害虫の適正防除及び土づくりの推進

指定病害虫や指定外病害虫に関して、定期的な巡回調査を実施するとともに、防除情報を提供し、県関係機関及び農業者団体等に対して適切な防除の支援を行った。

また、環境負荷のより少ない病害虫防除を推進するため、難防除病害虫や薬剤抵抗性を有する病害虫の防除対策を検討した。

産業廃棄物の農業分野における利活用を図るため、廃棄物（資源）を炭化処理し、農業用資材の代替資材を開発することを目的に、次の内容に取り組んだ。

・試作品の成分分析と効果の検討

植物ポット試験および試験場内ほ場において、炭化物資材の肥料代替効果、土壤物理性改善効果の検討を行った。

・実証ほ場設置における試作資材の施用効果の確認

資材の効果等を確認するため、現地実証ほ場を設置した。また、農作物の生育への影響等を確認した。

（成果）

・農作物の安定生産を確保するため、的確な防除対策を支援することができた。

発生予報16回、特殊報8回、注意報0回、防除情報19回発表。

（参考）前年度 発生予報16回、特殊報1回、注意報・防除情報16回発表

・肥料代替資材として活用可能な資材が明らかとなったほか、現地ほ場の実証試験等を通し、土壤物理性の改善効果についても把握できた。

(ロ) 土壤環境適正化の推進

適正な水管理の徹底を推進し、カドミウム基準値超過米の発生抑制を図った。

また、県の調査やJA等が自主的に行う立毛調査やロット調査への支援と古川農業試験場での確定分析を行い、基準値を超過した産米について、市場流通しないよう廃棄処理した。

米以外の畑作物等についても新たに基準値の設定が見込まれることから、カドミウム含有土壤を入れたポットにて、畑作物を栽培しカドミウム吸収量を調査した。

また、国が育成したカドミウム低吸収イネの現地実証を行った。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射能汚染が懸念されるため、放射性物質濃度のデータを活用し、必要な営農対策等についての検討を行った。

（成果）

・平成26年11月18日現在で、0.4ppm以上の基準値超過米は、3,803袋(30kg/袋)発生しており、前年(2,353袋)を上回った。

・基準値を超過した産米は、全て廃棄処理し、市場流通していない。

・国や各関係機関・団体と連携し、農産物の放射性物質検査を実施した結果、基準値を超過したものはなく、農産物の安全が確認された。

農地土壤の検査点数 100点

(ハ) 家畜伝染病の発生予防の徹底

家畜伝染病予防法に基づく検査を実施（牛豚鶏延べ286,057頭）し、家畜伝染病等の発生予防とまん延防止を図るとともに、慢性疾病発生低減のための検査・指導を実施した（牛12戸，豚9戸，鶏5戸）。

（成果）

- ・家畜伝性病の検査を実施し、家畜伝染病の摘発・とう汰により発生予防及びまん延防止を図るとともに、経済的損失を防ぎ、安全で高品質な牛乳・乳製品を含む畜産物の生産が図られた。
- ・慢性疾病については、生産性を阻害する疾病群を対象に実施し、慢性疾病発生と経済的損失の低減が図られた。

(二) 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進

県産二枚貝等について、食中毒未然防止及び信頼性向上のための貝毒検査を行うとともに、貝毒プランクトン調査を実施した。調査結果は、生産者団体等へ周知するとともに、ホームページにより公開した。

ノロウイルス対策については、県漁業協同組合等が自主的に実施している検査の情報収集を行い、出荷等についての指導を行った。

（成果）

- ・カキ、ホタテガイ等の二枚貝類，トゲクリガニ及びホヤの貝毒検査を実施し、調査結果を生産団体等へ情報提供することにより、食中毒の未然防止が図られた。
- 下痢性貝毒検査： 341回（前年度 253回）
 麻痺性貝毒検査： 477回（前年度 380回）
 貝毒プランクトン調査： 13定点77回

（主な数値目標）

項 目	基準値 (平成21年度)	実績 (平成26年度)	目標値 (平成27年度)
農作物有害動植物発生予察情報発行回数	発生予察（予察情報）10回 （その他情報等）	発生予察（予察情報）16回 （その他情報等）	発生予察（予察情報）10回 （その他情報等）

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	実施概要
農作物有害動植物発生予察事業 (農産園芸環境課)	4,597 [0]	10作物に対して、国指定の病害虫33種、指定外病害虫78種の発生状況について調査した。また、難防除病害虫や薬剤抵抗性を有する病害虫の防除対策を検討した。

産業廃棄物の炭化新資材開発事業 (農産園芸環境課)	1, 999 [1, 999]	試作品の成分分析と効果の検討を行ったほか、実証ほ場設置における試作資材の施用効果を確認した。
農用地土壌汚染対策推進事業 (農産園芸環境課)	9, 713 [9, 713]	吸収抑制資材の効果確認調査や汚染地域における各種調査、水管理による吸収抑制対策の実施の強化を図った。
土壌由来リスク管理事業 (農産園芸環境課)	2, 935 [2, 575]	国が育成した低カドミウムイネを活用し、米への吸収抑制効果を実証するとともに、畑作物へ導入可能なカドミウム吸収抑制技術の検討を行った。 また、古川農試において本県の気象条件に適した低カドミウムイネの育成を開始した。
農産物放射能対策事業 (農産園芸環境課)	16, 005 [12, 205]	農産物(野菜類, 米・麦・大豆, そば)の放射性物質調査, 土壌分析に基づく放射性物質吸収要因調査, 検査機器の運営・精度管理, 農協が実施する放射性物質検査への補助を行った。
家畜伝染病予防事業 (畜産課)	41, 749 [23, 158]	家畜伝染病予防法に基づき, 家畜伝染病, 家畜伝染性疾患の発生予防及びまん延防止を図った。
家畜衛生対策事業 (畜産課)	22, 204 [10, 873]	家畜の慢性疾患の発生低減のための検査・指導を実施した。
有用貝類毒化監視対策事業 (水産業基盤整備課)	12, 654 [9, 970]	食中毒の未然防止のため, 県産二枚貝等の貝毒検査を実施するとともに, 貝毒プランクトン調査を実施した。
生がきノロウイルス対策事業 (水産業基盤整備課)	752 [752]	生かきのノロウイルスの新検査手法の実用化のため, 解析ソフトの開発を行った。
養殖生産物衛生管理対策事業 (水産業基盤整備課)	3, 420 [3, 420]	ノロウイルスによる食中毒の未然防止を図るため, 漁業協同組合の実施する自主検査の強化対策について支援した。

ハ 事業者に対する支援

(イ) 営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進

食品業界全体の衛生レベルの向上を図るため、HACCPの考えを取り入れた本県独自の衛生管理手法「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」（通称：みやぎHACCP）について、事業者に対し講習会等を開催し、その普及推進に努めた。平成26年度の新規登録は2件、認証は2件あり、震災後に新たにHACCP導入に取り組む事業者が増えている。平成26年度末現在の登録数は44件（44施設）、認証数は28件（22施設）である。

（成果）

- ・ HACCPは国際的に導入されている食品衛生管理手法の一つであり、近年取り入れる事業者が増加している。震災により施設が被災したため登録・認証件数は減少したが、復旧、再建に当たりHACCPの手法導入に対する事業者の関心は高く、研修会への参加も多かった。

※ 登録とは、知事が要綱で定めた基準以上の施設・設備等を備え、自主衛生管理を行っていると思われる県内（仙台市を除く。）の食品製造施設等について保健所（支所）長が施設の「登録」を行うこと。

※ 認証とは、登録した施設が自主衛生管理を1年以上実施しているとともに、特定した主要食品を製造、加工又は調理する工程で基準以上の衛生管理方式を実施していると認められる施設の製造工程について知事が「認証」すること。



（ロゴマーク）

「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」

(ロ) 中間流通業者、販売店等におけるトレーサビリティシステムの構築

米トレーサビリティ法に基づき、東北農政局と「米穀の流通監視業務に係る国と宮城県との間の申し合わせ」を取り交わし、連携しながら立入検査等を行った。平成26年度の宮城県域事業者に対する立入検査は生産者、小売業者、外食産業等を対象に251件行い、そのうち産地情報の伝達や取引等の記録の記載漏れがあった93件に対して指導を行い改善を図った。

また、生産者等が参加する研修会等の機会を通じてパンフレットの配布を行うなど、制度の周知徹底及び啓発を図った。

（成果）

- ・ 研修会等におけるパンフレットの配布等により制度の普及啓発が図られた。
- ・ 立入検査は251件、県の指導件数は93件

(ハ) 外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大

県産食材を積極的に利用し、地産地消の推進に取り組んでいる県内の飲食店等を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、使用する県産食材の産地等をメニュー等で表示する取組を行った。

(成果)

- ・「食材王国みやぎ地産地消推進店」については、平成27年3月末現在で352店舗を登録し、利用拡大の取組により広く県民に対して事業のPRを行った。

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成21年度)	実績 (平成26年度)	目標値 (平成27年度)
みやぎHACCP研修会の受講者数	48人	101人	100人

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	実施概要
みやぎ食品衛生自主管理登録 認証制度普及啓発事業 (食と暮らしの安全推進課)	20 [20]	食品等事業者に対しHACCPの概念を取り入れた手法による衛生管理を普及・啓発するための研修会を実施した。
食育・地産地消推進事業 (食産業振興課)	5,395 [4,572]	食材王国みやぎ地産地消推進店の登録事業の推進や、事業者との協働による地産地消の日の取組推進等を実施した。

(2) 監視指導及び検査の徹底

イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底

(イ) 農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化

農薬の販売者及び使用者に対する立入検査を実施した。使用者に対しては有効期限切れ農薬の適切な処分や保管する際の施錠、生産履歴の記帳等について指導した。販売者に対しては農薬と他資材との区分、有効期限切れ農薬の適正処分などを指導した。

農薬の適正使用の助言、指導を行う農薬管理指導士の確保のため、新規養成研修会（1回）と更新研修会（6回）を実施した。

(成果)

- ・立入検査の実施や農薬管理指導士の養成・更新により、農薬の適正使用への認識が広まった。
- ・立入検査により、農薬取締法の違反事例を是正した。
立入検査数 販売店282件、農業者127件
(前年度 販売店235件、農業者136件)
- ・農薬管理指導士は、1,252人（前年度1,211人）

(ロ) 肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施

肥料の品質保全及び公正な取引を確保するため、肥料取締法に基づき肥料の生産業者に対して立入検査を実施し、生産されている肥料の収去・分析を行った。

飼料安全法に基づき、飼料製造工場及び飼料販売店への立入検査を65か所実施した。立入時に収去した飼料の分析検査を47点実施し、そのうちBSE発生防止に係る検査として、牛用飼料への動物由来たんぱく質混入検査を10点実施した。

また、牛飼養農家188戸を対象に、BSE発生防止に係る飼料規制の指導・調査を実施した。

養魚飼料の安全確保のため、飼料製造工場への立入検査及び飼料分析検査を実施した。

(成果)

(肥料)

- ・立入検査の結果、品質及び安全確保に係る違反はなかった。
業者立入検査数：22事業者（前年度21事業者）
収去、分析点数：19点収去、19点分析（前年度18点収去、18点分析）

(飼料)※畜産関係

- ・立入検査の結果、飼料安全に関わる重大な違反（危害物質の混入、配合飼料の成分不足等）はなかった。軽微な不適合事例（保証票不備、記載事項不足等）については、その都度指導し改善を図った。

(飼料)※水産関係

- ・飼料製造工場への立入検査及び飼料分析検査を実施した。
立入検査：13か所，収去検査：10か所
- ・帳簿の備え付けの違反はなかった。
- ・全ての収去飼料について，成分等の違反はなかった。

(ハ) 動物用医薬品の流通，販売等に関する指導

動物用医薬品販売業者への立入検査により，動物用医薬品の適正な流通が図られた。

(成果)

- ・動物用医薬品販売業者への監視指導により，動物用医薬品の適正な流通が図られた。
- | | |
|--|-----|
| 動物用医薬品等販売業立入検査 | 66件 |
| 動物用医薬品等販売業許可・更新等 | 30件 |
| 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律違反発見・指導改善件数 | 2件 |

(ニ) 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施

① 定点モニタリング検査の実施

県内12か所の農場において，毎月1回ウイルス分離検査と抗体検査を実施した。

② 強化モニタリング検査

県内で100羽以上の採卵鶏を飼養する農場から抽出し，年1回の抗体検査を実施した。

③ 死亡羽数の報告

県内で100羽以上の鶏等を飼養する全ての農場から，毎月1回以上1週間の死亡羽数等について報告を求め，異常の早期発見と通報に努めた。

(成果)

- | | | | |
|-------------|-------|---------------------|--------|
| ①定点モニタリング検査 | 実 12戸 | 延1,440羽 | 全て異常なし |
| ②強化モニタリング検査 | 実 30戸 | 実 300羽 | 全て異常なし |
| ③死亡羽数の報告 | 実144戸 | 高病原性鳥インフルエンザを疑う報告なし | |

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成21年度)	実績 (平成26年度)	目標値 (平成27年度)
肥料成分不足・違反点数割合	3%	0%	0%
動物用医薬品販売の違反件数	5件	2件	0件

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	実施概要
農薬安全使用指導事業 (農産園芸環境課) (再掲)	1,997 [999]	農薬の適正使用を推進するため、販売者及び使用者に対する立入検査、農薬管理指導士の育成、更新研修を実施した。
流通飼料対策事業 (畜産課)	1,375 [1,196]	飼料製造・販売事業場への立入検査及び収去飼料の分析検査を実施した。
養殖衛生管理体制整備事業 (水産業基盤整備課)	908 [541]	養魚用飼料製造工場への立入検査及び飼料分析検査を実施した。
肥料検査取締業務 (農産園芸環境課)	509 [0]	肥料生産業者への立入検査を実施し、生産されている肥料の収去・分析を行った。
動物用医薬品取締指導事業 (畜産課)	231 [231]	動物用医薬品販売業者への立入検査を実施し、適正な流通が図られるよう指導を行った。
家畜伝染病予防事業 (畜産課) (再掲)	41,749 [23,158]	定点モニタリング検査及び強化モニタリング検査、死亡鶏の報告徴求を実施、高病原性鳥インフルエンザの発生予防に万全を期した。

ロ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底

(イ) 食品営業施設の監視指導の徹底

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、飲食店及び製造施設等の監視指導を実施した。

① 飲食店及び食品製造施設等に対する監視指導を実施した。

・施設数23, 331施設(重点監視施設447施設)

・監視延べ件数18, 985件(重点監視施設延べ監視件数1, 038件)

*重点監視施設:不良・違反食品の発生や食中毒の多発するおそれのある業種・広域に流通する食品を製造・加工する業種から保健所(支所)が指定。

また、生食用食肉の規格基準が定められたことにより、取扱施設の監視や県民に対する啓発を行った。

② 食中毒予防月間には、チラシを作成し、食中毒予防の啓発を行うとともに施設の監視指導や衛生講習会を実施した。

(成果)

・飲食店及び食品製造施設等に対する計画的な監視指導や食中毒の予防啓発を行った結果、事業者の食中毒予防に対する意識が高揚するとともに、飲食に起因する重大な健康危害の発生を防止した。

(ロ) 食品検査による安全性の確保

① 食品の安全を確保するため、輸入食品を始め県内に流通する食品の規格基準の検査、食品中に残留する農薬、重金属等の検査を実施し、飲食に起因する危害防止に努めた。

・収去検査(細菌検査1,495検体,理化学検査2,344検体)

・残留農薬等検査(特殊検査238検体)

うち残留農薬検査77検体,うち輸入食品39検体

② 県食肉衛生検査所において、県食肉流通公社に出荷された県産牛全頭及び県産豚等について放射性物質検査を実施し、その検査に要する検査機器の維持管理を行った。

また、県内に流通する加工食品についても放射性物質検査を実施し、安全性を確認した。

③ 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、県産農林水産物の安全性を確認するために放射性物質検査を行った。

水産物については、県内の主要魚市場等に簡易測定器を貸与し、入札前に簡易検査を実施し安全確認を行うとともに、水産関係23団体が一堂に会した「宮城県水産物放射能対策連絡会議」を設置し、基準値を超える水産物を市場に流通させないよう万全な対策を講じた。

また、放射性物質検査の効率化と迅速化を図るため、石巻魚市場株式会社では東北

大学と共同で連続個別非破壊放射能測定システムを開発し、水産物の安全確認に寄与した。(現在、同システムによる検査は、石巻魚市場、女川魚市場で実施中)

さらに、市町村が実施する放射性物質測定検査に係る経費に対し交付金による支援を行った。

④ 牛の出荷制限に基づく牛肉の放射性物質検査を全頭実施した。(仙台市中央卸売市場食肉市場及び県外出荷分)

⑤ 地方機関に簡易検査機器を配置し、農林産物等の放射性物質に関するモニタリング調査を実施した。

(成果)

- ・検査機器の維持管理等を行い、検査体制の整備について引き続き実施した。
- ・食品衛生法に基づく規格基準違反または表示違反の疑いのある食品8件について改善指導を行い、健康危害の発生を防止した。
- ・県食肉衛生検査所に設置している簡易検査機器(NaI及びCsI各1台)について、検査を実施し、機器の維持管理を行った。当該機器を使用し、出荷された県産牛全頭、豚、めん山羊について検査を行った結果、基準値を超過したものはなかった。
- ・県内に流通する加工食品404件について収去検査を実施した結果、基準値を超過した食品はなかった。
- ・ゲルマニウム半導体検出器による県産農林水産物の精密検査6,322点、地方機関に配置した簡易検査機器等により農林産物の放射性物質検査980点を行い、結果を公表し県民の不安の解消に努めた。
- ・放射性物質測定検査を実施する6市町に対して交付金による支援を行い、6市町村合計で103品目、1,262検体の検査を実施した。

【県産農林水産物(牛を除く)の放射能測定結果】

(H26.4~H27.3に公表した県実施検査分(速報値))

(精密検査)

検査場所	機器	検査点数 (点)	うち基準値 超過点数
産業技術総合センター, 古川農業試験場, 水産技術総合センター, 食肉衛生検査所, 民間検査機関等	ゲルマニウム半導体検出器	6,322点	24点 (0.4%)

(簡易検査)

検査場所	機器	検査点数 (点)	うち精密検査 実施点※
県合同庁舎等	NaIシンチレーション検出器	980点	5点 (0.5%)

※国が定める基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された場合に、精密検査を行うこととしている。このため、簡易検査を実施した980点のうち5点が、国の定める基準値の1/2を超えたため精密検査を実施した。

・なお、と畜場において実施した放射性物質の全頭検査（29,777頭）の結果は下記のとおりであった。

県内外の区分	食肉処理場	検査頭数 (頭)	うち基準値 超過(頭)
県内	仙台市中央卸売市場食肉市場	17,591	0
	県食肉流通公社	1,362	0
	県内計	18,953	0
県外	県外計	10,824	0
	合計	29,777	0

(ハ) 安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導(BSE対策を含む)の徹底

① かき処理場等の関係施設について、監視指導を実施した。

- ・処理場75施設 延べ監視数187件
- ・袋詰め業者76施設 延べ監視数183件
- ・入札場3施設 延べ監視数3件

② 成分規格やノロウイルス等の検査を実施した。

- ・カキ養殖海域の海水検査118ポイント、カキ成分規格99検体、ノロウイルス75検体
- ・ノロウイルスの検査では、24検体のカキがノロウイルス陽性となった。

③ 安全な食肉を供給するため、と畜場の監視指導及び食肉の検査を実施した。

と畜場の監視指導及び食肉の検査

- ・と畜場法等に基づくと畜場の監視指導 月1回(重点監視)
- ・食肉輸送車の監視 全車両
- ・枝肉等残留抗菌性物質の検査 牛豚等1,622頭
- ・枝肉等細菌検査 450体
- ・腸管出血性大腸菌検査(牛腸内容物) 152検体

④ 食鳥処理施設の監視指導及び食鳥肉の検査を実施した。

食鳥処理施設の監視指導及び食鳥肉の検査

- ・食鳥処理場の監視 週1回(重点監視)
- ・認定小規模食鳥処理場の監視 年16回
- ・食鳥肉残留抗菌性物質の検査 2,289検体

⑤ 48か月齢超もしくはBSEの感染が疑われる牛について、BSEの検査を実

施した。(349頭)

(成果)

- ・かき処理場等カキを取り扱う施設の監視指導，生かきの検査等により，不適格な食品の流通を防止し，これらに起因する健康危害の発生を防止した。
- ・と畜場の監視指導及び食肉の検査等により，不衛生な食品の流通を防止し，これらに起因する健康危害の発生を防止した。
- ・食鳥処理施設の監視指導及び食鳥肉の検査等により，不適格な食品の流通を防止し，これらに起因する健康危害の発生を防止した。
- ・48か月齢超の牛全頭について検査を実施し，BSEに感染していないことを確認した。なお，48か月齢以下の牛で，BSE感染を疑う症例はなかった。

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成21年度)	実績 (平成26年度)	目標値 (平成27年度)
食品営業施設の監視指導率	100%	121%	100%
かき処理場等の監視指導率	100%	101%	100%
食品検査率	100%	96.5%	100%

※ 食品衛生監視指導計画に掲げる監視指導又は検査目標数に対し，監視指導を実施した割合を監視指導率，又は検査を実施した割合を検査率としている。

※ 仙台市は，食品衛生法に基づく仙台市食品衛生監視指導計画を作成し，監視指導に当たっている。

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	実施概要
食品営業施設取締指導費 (食と暮らしの安全推進課)	11,722 [11,722]	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため，飲食店及び製造施設等の監視指導を実施した。
食中毒防止総合対策事業 (食と暮らしの安全推進課)	6,951 [6,951]	食中毒による危害の発生を防止するため，啓発用のチラシを作成・配布するとともに，観光地大型旅館，集団給食施設の監視指導や講習会を実施した。
食品検査対策事業 (食と暮らしの安全推進課)	20,107 [20,107]	安全で衛生的な食品を供給するため，食品等の規格基準，食品に残留する農薬やカビ毒等の検査を実施した。
かき処理指導費 (食と暮らしの安全推進課)	2,824 [2,824]	カキによる衛生上の危害の発生を防止するため，かき処理場等の監視指導及び生食用かき等のノロウイルス検査等を実施した。

と畜食肉検査費 (食と暮らしの安全推進課)	630 [630]	安全で衛生的な食肉を供給するため、動物用医薬品、農薬等の残留に対する検査及び腸管出血性大腸菌検査等を行った。
食鳥肉検査費 (食と暮らしの安全推進課)	2,017 [2,017]	安全で衛生的な食鳥肉を供給するため、動物用医薬品及び農薬等の残留に対する検査等を行った。
BSE検査事業 (食と暮らしの安全推進課)	3,081 [2,109]	48か月齢超の牛全頭について検査を実施し、BSE陰性であることを確認した。
放射性物質検査対策事業 (食と暮らしの安全推進課)	8,378 [8,378]	放射性物質の検査機器を購入し、検査体制を整備した。県食肉衛生検査所で検査される県産牛全頭及び豚等について放射性物質検査を実施した。県内に流通する加工食品について収去検査等を実施した。
肉用牛出荷円滑化推進事業 (畜産課)	96,229 [96,229]	県産牛全頭の放射性物質検査及び廃用牛の生体対放射性物質検査を行った。
農産物放射能対策事業 (農産園芸環境課)(再掲)	16,005 [12,205]	農産物(野菜類、米・麦・大豆、そば)の放射性物質調査、土壌分析に基づく放射性物質吸収要因調査、検査機器の運営・精度管理、農協が実施する放射性物質検査への補助を行った。
水産物安全確保対策事業 (水産業振興課)	5,794 [5,794]	県産水産物の安全性を確認して風評被害を防止するため、水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施した。
水産物放射能対策事業 (水産業振興課)	3,449 [3,449]	放射能に係る水産物の安全性を確認するため、出荷制限魚種等の入手困難なサンプル検体を漁業調査指導船により確保し検査を実施した。
放射性物質影響検証事業 (食産業振興課)	12,470 [2,917]	農畜産物及び農用地の土壌等に対する放射性物質の影響調査を行うため、市町村が実施する放射性物質による農畜産物・土壌等の影響の検証に係る経費に対し、交付金による支援を行った。
農林産物等放射性物質モニタリング調査 (食産業振興課)	0 [0]	地方機関に簡易検査機器を配置し、農林産物等の放射性物質に関するモニタリング調査を実施した。

ハ 食品表示の適正化の推進

(イ) 適正な食品表示を確保するための監視指導の実施

県内7保健所2支所に「食の110番」を設置し、消費者の食品衛生に関する不安や疑問及び食品衛生法に関する相談を受け付けた。

また、国及び県に設置している「食品表示110番」等に寄せられた情報等に基づき、関係機関と連携し、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)又は「不当景品類及び不当表示防止法」(景品表示法)に基づく調査を実施し、事業者に対する指導を行った。

遺伝子組換え食品の検査については、外部検査機関に検査を委託し実施した(米加工品10検体)。

うどん、クッキー等の食品について、アレルギー物質の表示が適正であるか検査した(インスタント食品、クッキー・ビスケット、食肉製品、魚肉ねり製品48検体)。

宮城県産生かき適正表示協会会員に対し、輸入生かき偽装防止特別監視員(オイスターGメン)による監視指導を実施して調査結果をホームページで公開し、輸入生かきの混入(偽装)防止と宮城県産カキの信頼性向上に努めた。

適正な食品表示(特別用途食品・栄養表示基準・健康食品等虚偽誇大広告を含む)のための事業者、消費者への指導及び相談対応を行った。

(成果)

- ・「食の110番」に寄せられた相談件数は170件で、うち食品の表示に関する相談は15件だった。
- ・「食品表示110番」等への情報提供等に基づく調査を38件(前年度18件)、食品表示ウォッチャー報告に基づく調査17件(前年度16件)を行い、改善が図られた。
- ・遺伝子組換え食品及びアレルギー物質の検査を58件実施し、全て表示が適正であることを確認した。
- ・宮城県産生かき適正表示協会会員のうち12事業者を対象にオイスターGメンによる調査をした結果、いずれも偽装・混入は確認されず、宮城県産カキの信頼性の確保が図られた。
- ・消費者や事業者からの相談が294件(うち栄養成分等69件)あり、適正表示の普及と指導に努めた。

(ロ) ウォッチャーによるモニタリング調査の実施及び事後指導の強化

食品表示ウォッチャーとして、食の安全安心消費者モニターから100人を委嘱し、4月に「食品表示ウォッチャー業務説明会」を開催して食品表示に係る知識の習得を図るとともに、小売店でのJAS法に基づく食品表示モニタリング調査(平成26年6月から26年12月、毎月2店舗、各5品目)を実施し、その報告を受け、国及び市町村と連携して、調査・指導を実施した。

また、食品表示ウォッチャーに対して「食品表示ウォッチャー便り」を発行(10月と2月)し、食品表示に関して十分な理解が得られるよう支援するとともに調査結果を食品表示ウォッチャーに報告した。



食品表示ウォッチャー業務説明会

(成果)

- ・食品表示ウォッチャーにより、延べ1,316店舗のモニタリングを実施し、21店舗について、不適の疑いありとの報告がなされた。これに基づき、広域、市町村域4店舗について、国及び市町村に対して疑義情報の提供を行うとともに、県域事業者17店舗について、調査を行い必要な改善指導を行った。

(ハ) 食品表示に関する研修会（消費者・事業者）等の充実

事業者に対して出前講座や研修会等を通じ、食品表示制度等の啓発に努めたほか、食品製造業者や一般消費者からの相談に応じ、適正表示の普及と指導に努めた。

さらに、食品適正表示（特別用途食品・栄養表示基準・健康食品等虚偽誇大広告）のための製造業者への指導及び相談に対応した。

(成果)

- ・JAS法及び景品表示法に基づく食品表示制度に関する正しい知識の普及を進めることにより、食品表示制度への理解と事業者による適正な食品表示の実施が図られた。
8回開催延べ368名（前年度7回開催、延べ273名）
食品製造業者等からの相談件数160件
- ・研修会やホームページ等により、食品表示について広く一般県民へ周知した。

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成21年度)	実績 (平成26年度)	目標値 (平成27年度)
食品表示適正店舗数の割合 (注)	97.2%	98.4%	99%
食品表示に関する研修会（消費者及び事業者を対象としたものに限る。）	15回	8回	20回

(注) ウォッチャーが行ったモニタリング調査店舗数に占める適正な食品表示を行っている店舗の割合。

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	実施概要
食の110番 (食と暮らしの安全推進課)	0 [0]	県内7保健所2支所に「食の110番」を設置し、消費者の食品衛生に関する不安や疑問及び食品衛生法に関する相談を受け付け、相談者へ正しい情報の提供、法令違反・疑義情報に対する指導等を行った。
食品検査対事業 (食と暮らしの安全推進課) (再掲)	20,107 [20,107]	遺伝子組換え食品検査(米加工品10検体)を外部検査機関に委託し実施した。 クッキー・ビスケット、食肉製品、インスタント食品、うどん、魚肉ねり製品について、食品中のアレルギー物質の検査を行った。
食品表示適正化事業 (食と暮らしの安全推進課)	700 [700]	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示制度普及啓発事業 JAS法に係る食品表示制度に関する相談業務や研修会等による普及啓発を実施した。 ----- ・食品表示監視指導事業 食品表示110番等の情報に基づく事業者に対する調査指導等を実施した。 ----- ・食品表示ウォッチャー事業 食品表示ウォッチャーの委嘱と小売店に対するモニタリング調査を実施した。
健康増進法に基づく食品表示適正化指導(栄養表示、虚偽誇大広告等) (健康推進課)	407 [407]	食品適正表示(特別用途食品・栄養表示基準・健康食品等虚偽誇大広告)のための製造業者への指導及び相談対応を行った。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

(1) 情報共有及び相互理解の促進

イ 情報の収集、分析及び公開

(イ) 県民の意向の把握及び分かりやすい情報の迅速な提供

食の安全安心に対する意識を把握するため、みやぎ食の安全安心消費者モニターを対象としたアンケートを実施したほか、セミナー及び研修会等の各種催事を開催し、意見交換等を通して県民の意見の収集に努めた。

また、県のホームページで食の安全安心に関する情報提供を行ったほか、食の安全安心確保対策に取り組む「みやぎ食の安全安心取組宣言者」の検索及び公開を行えるよう、検索サイトの管理・運営を行った。

食に関する情報やイベントの開催について、「食材王国みやぎ」ウェブサイトの活用や、フリーペーパーなどを活用した情報提供を行った。

(成果)

- ・「みやぎ食の安全安心」サイトトップページへのアクセス件数は、10,191件（前年9,339件）であった。
- ・県からの情報提供が「十分」・「おおむね十分」と感じる消費者モニターの割合は、前年度より0.1%上昇し37.2%となった。
- ・「食材王国みやぎ」ウェブサイトには、324,845件のアクセスがあり、ウェブサイト等の活用により食に関する情報発信を行うことができた。

(ロ) 監視指導及び検査結果の適時かつ適切な公表

宮城県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果及び検査結果について取りまとめ、県ホームページ（食と暮らしの安全推進課食品衛生関係統計資料）に公表した。

(成果)

- ・「みやぎ食の安全安心」サイトトップページへのアクセス件数は、10,191件であった。

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成21年度)	実績 (平成26年度)	目標値 (平成27年度)
県からの情報提供が十分・ おおむね十分と感じる消費 者モニターの割合	27.4% (平成22年度 消費者モニター アンケート調査 結果)	37.2%	70%

☆主な関連事業一覧

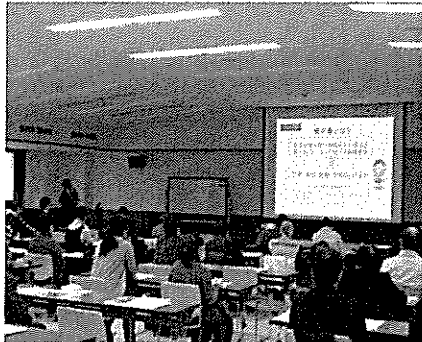
関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	実施概要
食の安全安心確保総合情報提供事業 (食と暮らしの安全推進課)	126 [126]	正確で分かりやすい情報提供及び正しい知識の普及啓発を図った。
地域イメージ確立推進事業 (うち「食材王国みやぎ」情報発信事業) (食産業振興課)	2,411 [2,411]	「食材王国みやぎ」ウェブサイトの運用により県内の食に関する情報提供やイベントのPRを行った。
食品営業施設取締指導費 (食と暮らしの安全推進課) (再掲)	11,722 [11,722]	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、飲食店及び製造施設等の監視指導を実施した。
食品検査対策事業 (食と暮らしの安全推進課) (再掲)	20,107 [20,107]	安全で衛生的な食品を供給するため、食品等の規格基準、食品に残留する農薬やカビ毒等の検査を実施した。

ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

(イ) 消費者と生産者・事業者との相互理解の推進

食の安全安心に関する意見・情報の交換及び共通認識の醸成を図るため、消費者、生産者・事業者、行政等が主体となった食の安全安心セミナー及び地域に密着した地方懇談会を開催した。

県内9ヶ所の農業改良普及センター及び農業振興課に設置した「地域の食と農の相談窓口」において、消費者等から64件の相談に対応した。また、ホームページを活用した相談窓口も継続して開設し、消費者からの相談に対応した。



食の安全安心セミナー
(大河原会場)



食の安全安心セミナー
(仙台会場)

(成果)

- ・食の安全安心セミナー及び地域に密着した地方懇談会の開催により、食の安全安心に関する消費者、生産者及び事業者等の相互理解が図られた。

食の安全安心セミナー（3回 大河原，仙台，大崎で各1回）

※ 仙台会場は、食品中の放射性物質に関するセミナー、大河原会場及び大崎会場は、食品が有するリスクとの向き合い方や家庭における食中毒対策に関するセミナーを開催

地方懇談会（8回 大河原2回，大崎1回，栗原1回，登米2回，石巻2回）

※ 若手農家と消費者との意見交換会（大河原・30人）、農産物の放射性物質検査に関する講習会（大崎・100人）、26年産米の放射性物質検査結果等に関する説明会（栗原・25人）、農産物直売所生産者等に対する放射性物質・農薬等に関する講習会（登米・28人）、食育アドバイザー魚市場を講師とした食の安全安心に関する講習会（石巻・58人）ほか

- ・「地域の食と農の相談窓口」による消費者等からの個別相談への対応により、消費者の食と農の疑問に対する情報提供を行い、農業者が取り組んでいる活動への理解が深まった。

相談件数64件（前年度70件）

(ロ) 関係団体等との連携・協働の推進

食育・地産地消の実践的な取組に対する支援や食材王国みやぎ「伝え人」の活動促進、

民間企業等と連携した地産地消のPRを行ったほか、高校生を対象とした地産地消お弁当コンテストを開催した。



「伝え人」による料理講習会



高校生地産地消お弁当コンテスト表彰式

— (成果) —

- ・民間企業等と連携した地産地消のPRや高校生地産地消お弁当コンテストの開催を通じて地産地消の取組を推進し、県産食材への一層の理解が図られた。
食材王国みやぎ「伝え人」派遣3回（前年度1回）
高校生地産地消お弁当コンテスト 応募数27校137件（前年度26校138件）

(ハ) 「地産地消」の推進及び生産・消費の相互交流の充実

平成25年度に実施した意向調査結果を基に、県産野菜の利用率向上に向けた課題を整理し、県産食材を利用しやすい形で学校給食に提供できるようにするため、県産野菜を原料とする一次加工品を試作し、県内の学校給食調理場の関係者から評価を受けた。

また、11月を「すくすくみやぎっ子 みやぎのふるさと食材月間」とし、学校給食における県産食材の利用拡大を図った。

さらに、学校給食における放射能検査担当課と連携し、学校給食食材の放射性物質検査や県産野菜等の利用品目割合調査の結果について情報を共有しながら、県産野菜等の利用拡大に努めた。

学校給食における地場産物を活用した食に関する指導の充実、地産地消の推進等を目的に栄養教諭・学校栄養職員及び調理従事員による学校給食「伊達な献立」コンクールを開催するとともに、県庁食堂において受賞した学校給食を提供した。

— (成果) —

- ・学校給食における県産野菜等の利用品目割合は、28.0%であった。
- ・学校給食「伊達な献立」コンクールの開催により、関係者の研鑽と意欲の高揚及び地産地消の推進が図られた。

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成21年度)	実績 (平成26年度)	目標値 (平成27年度)
「地域の食と農の相談窓口」 相談件数	133件	64件	150件
学校給食の地場野菜等の利 用品目の割合	30.8%	28.0%	33.6%

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	実施概要
食の安全安心相互交流理解度 アップ事業 (食と暮らしの安全推進課)	147 [147]	食の安全安心セミナー及び県内の地方単位で食の安全安心に関する地方懇談会等を開催した。
「地域の食と農の相談窓口」 設置事業 (農業振興課)	0 [0]	生活者等の食と農に対する一層の理解を得るため、県内9ヶ所の農業改良普及センター及び農業振興課に「地域の食と農の相談窓口」を設置し運営した。
食育・地産地消推進事業 (食産業振興課) (再掲)	5,395 [4,572]	食材王国みやぎ地産地消推進店の登録事業の推進や、事業者との協働による地産地消の日の取組推進、食材王国みやぎ「伝え人」や高校生地産地消お弁当コンテストなど若い世代の食育・地産地消意識を醸成する取組を実施した。
学校給食における県産食材利 用推進事業 (農産園芸環境課)	629 [629]	新たな学校給食素材となる県産野菜を利用した一次加工品の試作し、評価を受けるとともに、食材月間における普及啓発を図った。

(2) 県民参加

イ 県民総参加運動の展開



「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」ロゴマーク

(イ) 県民が参加する消費者モニター制度の推進

県のホームページや広報紙、ラジオ等の各種情報媒体や、多くの人々が来場する「みやぎまるごとフェスティバル」における募集活動、大学との連携等により、みやぎ食の安全安心消費者モニターの募集を行い、消費者の参加促進に努めた。

また、モニターのステップアップのため、11月に「食品工場見学会」及び「生産者との交流会」を実施したほか、12月には、消費者庁との共催により、「食品中の放射性物質」をテーマに研修会を開催した。

そのほか、施策の参考とするため、モニターへの新規登録時のほか6月に全モニターに対しアンケートを実施し、「食の安全安心」及び「食と放射性物質」に対する意識や意見の把握に努めた。また、モニターだよりを3回（5月、9月、12月）発行し、食の安全安心に関する情報提供を行った。



みやぎまるごとフェスティバル
「県民総参加運動コーナー」でのパネル展示



食品工場見学会
(ハム、ソーセージ等の食肉加工品製造工場)



生産者との交流会（いちご農園）



食の安全安心消費者モニター研修会

— (成果) —

- ・消費者モニターの登録者数は、平成25年度末から35人増加し、849人（平成27年3月末）となった。
- ・セミナー及び研修会における消費者モニターの参加者数は、昨年度より17人減少し76人であった。
- ・消費者モニターの活動（参加）率は53.5%であった。

(ロ) 生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援

生産者及び事業者が日頃行っている食の安全安心に関する取組みについて、自主基準の作成を支援したほか、取組宣言者を検索し名称や自主基準等の取組内容をホームページ上で閲覧できる「みやぎ食の安全安心取組宣言者検索」サイトの管理・運営を行い、取組を支援した。

また、切替えを開始した新ロゴマークへの認知度向上に向け、多くの人々が来場する「みやぎまるごとフェスティバル」でロゴマークの塗り絵コーナーを設けたほか、事業をPRするチラシを配布した。さらに、宣言者の増加に向け、機会をとらえて関係機関や団体への宣伝活動を行った。



「みやぎ食の安全安心取組宣言」新ロゴマーク



みやぎまるごとフェスティバル

「みやぎ食の安全安心取組宣言者コーナー」



みやぎまるごとフェスティバル

ロゴマークの塗り絵コーナー

— (成果) —

- ・みやぎ食の安全安心取組宣言者（事業者）は、平成25年度末から67者の新規登録がある一方、廃業等に伴う抹消が93者あったため、2,992者（平成27年3月末現在）となった。

(ハ) 知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発

事業者に対して出前講座や研修会等を通じ、JAS法及び景品表示法等に基づく食品表示制度等の啓発に努めた。

(成果)

- ・ JAS法及び景品表示法に基づく食品表示制度に関する正しい知識の普及を進めることにより、食品表示制度への理解と事業者による適正な食品表示の実施が図られた。
事業者対象 8回開催、延べ368人(前年度7回開催、延べ273人)
- ・ 事業者や消費者からの相談に応じ、適正表示の普及と指導に努めた。
相談件数294件(うち栄養成分等69件)

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成21年度)	実績 (平成26年度)	目標値 (平成27年度)
食の安全安心取組宣言者数	3,320者	2,992者	3,500者
消費者モニターの活動(参加)率	64%	53.5%	80%
各種講習会の参加者数	799人	663人	1,000人

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	実施概要
みやぎ食の安全安心消費者モニター制度事業 (食と暮らしの安全推進課)	188 [188]	みやぎ食の安全安心消費者モニター制度のPR並びに募集及び登録を推進するとともに、アンケート調査及び各種研修会等を実施した。
みやぎ食の安全安心取組宣言事業 (食と暮らしの安全推進課)	699 [699]	生産者及び事業者による自主基準の作成・公開を支援した。
みやぎ出前講座 (食と暮らしの安全推進課)	0 [0]	食品表示について県民の理解と関心を深めるため、職員が集会等に赴き出前講座を実施する。
食の安全安心推進条例普及啓発事業(※みやぎ食の安全安心推進会議開催事業に統合) (食と暮らしの安全推進課)	0 [0]	「みやぎ食の安全安心推進条例」及び「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」について、ホームページにより普及啓発を図った。

ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映

(イ) 県民の意見の把握

食の安全安心消費者モニターを対象にしたアンケート調査や研修会、食の安全安心セミナーにおける意見交換やアンケート、宮城県食品衛生監視指導計画策定の際のパブリックコメント、地方懇談会やみやぎ食の安全安心推進会議の開催等により、広く県民の意見を収集した。

(成果)

- ・ 様々な機会を活用して県民の意見を聴取し、食の安全安心の確保に関する各種施策に反映させることができた。

食の安全安心消費者モニターアンケート 432人 (回収率53.1%)

食の安全安心セミナー (3回: 189名 大河原, 大崎, 仙台で各1回)

テーマ「食品中の放射性物質」(仙台)

「食べ物の基礎知識/家庭における食中毒」(大河原, 大崎)

地方懇談会 (8回: 396名 大河原2回, 大崎1回, 栗原1回, 登米2回, 石巻2回)

みやぎ食の安全安心推進会議 3回

(ロ) 食の安全安心に関する相談窓口(食品表示に関する相談窓口を含む)の充実

食品の表示に関する疑問や質問、食品衛生に関する不安など、県民が気軽に食の安全安心に関する相談ができるよう、食と暮らしの安全推進課に「食の安全安心に関する相談窓口」及び「食品表示110番」を、県内各保健所に「食の110番」を設置するとともに、相談窓口一覧を「みやぎ食の安全安心」ホームページやリーフレット等に記載し、消費者・事業者に対する広報に努めた。

消費者等から寄せられた食品表示等に関する法令違反疑義情報については、迅速に調査及び指導等を実施した。また、事業者からの表示相談に対しても関係法令に基づく食品表示について適切な助言を行った。

(成果)

- ・ 相談等件数は以下のとおりで、疑義情報については関係法令に基づき適切に対応した。

食の110番 360件 (前年度170件)

食品表示110番 343件 (前年度184件)

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成21年度)	実績 (平成26年度)	目標値 (平成27年度)
地方懇談会の開催	16回	8回	14回

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫を除く]	実施概要
食の安全安心相互交流理解度アップ事業 (食と暮らしの安全推進課) (再掲)	147 [147]	食の安全安心セミナー及び県内の地方単位で、食の安全安心に関するテーマで地方懇談会を開催した。
食の110番 (食と暮らしの安全推進課) (再掲)	0 [0]	県内7保健所2支所に「食の110番」を設置し、消費者の食品衛生に関する不安や疑問及び食品衛生法に関する相談を受け付け、相談者へ正しい情報の提供、法令違反・疑義情報に対する指導等を行った。
食品表示監視指導事業 (食と暮らしの安全推進課) (再掲)	700 [700]	食品表示110番等の情報に基づく事業者に対する調査指導等を実施した。

3 食の安全安心を支える体制の整備

(1) 体制整備及び関係機関等との連携強化

イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進

食に対する安全安心の施策を総合的に推進するため、宮城県食の安全安心対策本部を設置しており、食の安全安心の確保に関する基本的な計画に基づく施策の実施状況の議会報告や県民への公表に向けて、8月に対策本部会議を開催し、基本計画に基づく施策の実施状況について協議を行った。

(成果)

- ・基本計画に基づく各種施策を総合的かつ計画的に推進し、基本計画に基づく施策の実施状況を県議会に報告するとともに、県ホームページで公表した。

ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等（個別のマニュアルを含む）による迅速な対応

みやぎ食の危機管理基本マニュアル及び関係各課において作成している個別の対応マニュアルに基づく事案のほか、東京電力福島第一原子力発電所事故への対策など食品の安全安心確保の情報の共有化を図り、食の安全安心の確保に対する危機に備えた。

また、地方機関に食の安全安心連絡員を引き続き配置し、部局横断的に情報の収集・共有化及び食の危機の未然防止に努めた。

(成果)

- ・食の危機管理対応チーム定例会議(毎月1回)を開催し、各課で所管している個別の対応マニュアルによる事案及び東京電力福島第一原子力発電所事故に対する放射線測定結果に基づく対応等について情報共有に努め、必要な意見交換を行った。

ハ 食の安全に関する調査・研究の充実

生かきのノロウイルスの新検査手法の実用化のため、解析ソフトの開発を行った。保健環境センターにおいて、ヒスタミンによる食品中の原因究明を迅速に分析するため、液体クロマトグラフ/タンデム型四重極質量分析計を用いたヒスタミンの分析法を開発した。

また、亜鉛等8成分について、簡便で制度の高い分析法を確立するため、公定法の改良などの検討を行った。

さらに、アイスクリームの基準違反が見られたことから、保健所・支所と協力し、アイスクリームの細菌検査等について実施し、今後の指導の一助とした。

(成果)

- ・生かきのノロウイルス新検査法の解析を簡便に行える解析ソフトが完成し、民間普及に向けた準備が整った。

二 国，都道府県，市町村との連携

厚生労働省等から適宜違反食品等に係る情報の提供を受けるとともに、検疫所における輸入食品等の検査結果についての情報を入手するなどして、輸入食品に関する情報収集に努めた。

平成26年5月に発生したヒラメの寄生虫であるクドア・セプトエンクタータによる食中毒では、原因食品である寿司で使用されたヒラメが韓国産であったことから、厚生労働省に連絡を行い、当該輸出業者は、輸入時における検査命令対象業者となった。

食品表示の適正化に向けては、国（東北農政局）と「食品表示110番」に関する情報交換会を毎月1回開催するなど連携を図り、疑義情報へ迅速に対応した。

また、宮城県食品表示監視協議会（事務局：東北農政局）主催の研修会に協力し、食品表示監視業務担当者法令研修会を開催した。

（成果）

- ・国，都道府県，市町村等の連携による食の安全確保対策の推進が図られるとともに、関係各省庁のホームページ等により適時に情報の提供が行われた。

全国食品安全自治ネットワーク 1回

食品表示110番情報交換会 12回

宮城県食品表示監視協議会 2回

宮城県食品表示監視業務担当者法令研修会 1回

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	実施概要
食の安全安心推進条例普及啓発事業（※みやぎ食の安全安心推進会議開催事業に統合） （食と暮らしの安全推進課） （再掲）	0 [0]	「みやぎ食の安全安心推進条例」、「食の安全安心の確保に関する基本計画」及び「基本計画に基づく施策の実施状況」について、ホームページにより普及啓発を図った。
生がきノロウイルス対策事業 （水産業基盤整備課） （再掲）	752 [752]	生かきのノロウイルスの新検査手法の実用化のため、解析ソフトの開発を行った。
食品営業施設取締指導費 （食と暮らしの安全推進課） （再掲）	11,722 [11,722]	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、飲食店及び製造施設等の監視指導を実施した。

(2) みやぎ食の安全安心推進会議

食の安全安心の確保を図るため、条例により、学識経験者、消費者代表及び生産者・事業者代表で構成する「みやぎ食の安全安心推進会議」を設置している。平成26年度は推進会議を3回開催し、食の安全安心確保に関して審議を行ったほか、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく施策の実施状況について評価を受けるとともに意見や提言を広く聴取し、各種施策に反映させた。



第1回みやぎ食の安全安心推進会議

また、第2期基本計画が平成27年度で終期を迎えることから、第3回推進会議においては、第3期基本計画の策定について諮問した。

会議の開催状況

期 日	検討内容等	委 員 数
第1回 H26. 6. 12	○食の安全安心に関する施策の実施状況について ○みやぎ食の安全安心県民総参加運動について □各種ガイドブックについて	15人 (構成内訳：消費者代表5人(うち公募委員2人)、生産者・事業者代表7人、学識経験者3人)
第2回 H26. 8. 6	○食の安全安心に関する施策の実施状況について ○みやぎ食の安全安心県民総参加運動について ●平成26年度みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査結果について ●食品の放射性物質の検査結果について □不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)の改正について	16人 (構成内訳：消費者代表5人(うち公募委員2人)、生産者・事業者代表7人、学識経験者4人)
第3回 H27. 2. 10	○「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」の策定について ○平成27年度宮城県食品衛生監視指導計画(案)について ○みやぎ食の安全安心県民総参加運動について ●食品衛生法施行条例の一部改正について ●食品の放射性物質の検査結果について	※H26. 9. 1委員改選 16人 (構成内訳：消費者代表5人(うち公募委員2人)、生産者・事業者代表7人、学識経験者4人)

※ ○議題 ●報告 □その他

(成果)

- ・本県の食の安全安心の確保に関する県の施策に、みやぎ食の安全安心推進会議の幅広い意見や提言を反映することができた。

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	実施概要
みやぎ食の安全安心推進会議 開催事業 (食と暮らしの安全推進課)	481 [481]	「みやぎ食の安全安心推進条例」第15条に基づき、知事の諮問に応じて食の安全安心の確保に関する重要事項を調査審議する。また、食の安全安心に関する情報及び意見の交換を行うとともに、県の施策及び施策の評価を行う。

4 食品に係る放射能対策

イ 食品の放射性物質検査

厚生労働省食品安全部長通知「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき県内で生産される農産物，林産物，畜産物，水産物，野生鳥獣，及び県内で販売される食品について「農林水産物等の放射性物質検査計画」を定め安全が確認された食品の流通に努めた。

農林畜水産物は出荷前に検査し，基準値超過時は自粛を要請し市場に流通させないようにした。県内に流通する加工食品についても放射性物質検査を実施し，安全性を確認した。

（1）出荷前検査

（イ）農産物

主要県産農産物を対象に放射性物質の濃度を把握し，安全確認を行った。

○検査対象 野菜類，果実類，穀類（米，麦類，大豆，そば），茶

○検査機器 ゲルマニウム半導体検出器，NaI シンチレーションスペクトロメータ，ベルトコンベア式放射性セシウム濃度検査機

○検査機器配置場所 県古川農業試験場，産業技術総合センター，県合同庁舎他

○検査機関 県農林水産部ほか

○検査結果の概要

・精密検査 点数 2,844，基準値超過 0 点（0 %）

・簡易検査 点数 787 点，基準値超過 0 点（0 %）

（ロ）原乳

原乳における放射性物質濃度の測定を行った。

○検査対象 原乳

○検査機器 ゲルマニウム半導体検出器

○検査機器配置場所 産業技術総合センター

○検査機関 県農林水産部

○検査結果の概要 点数 250 点，基準値超過 0 点（0 %）

（ハ）牛肉

牛の出荷制限に基づく牛肉の放射性物質検査を全頭実施した。（仙台市食肉市場及び県外出荷分）

○検査対象 県内外の食肉市場に出荷される県産牛肉

○検査点数 出荷牛全頭

○検査機器 ゲルマニウム半導体検出器，NaI シンチレーションスペクトロメータ

○機器配置場所 民間検査機関等

○検査機関 民間機関，県農林水産部

○検査結果の概要

- ・県内外の食肉市場に出荷される県産牛肉：点数 29,777 点，基準値超過 0 点（0 %）

（二）水産物

県産水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施した。また，県内の主要魚市場等に簡易測定器を貸与し安全確認を行った。

- 検査対象 県内で水揚げされる水産物
- 検査機器 ゲルマニウム半導体検出器，NaI シンチレーションスペクトロメータ，連続個別非破壊放射能測定システム
- 機器配置場所 県水産技術総合センター，県内主要 5 産地魚市場他
- 検査機関 県農林水産部及び魚市場開設者等
- 検査結果の概要
 - ・精密検査 点数 2,332 点，基準値超過 5 点 (0.21 %)
 - ・簡易検査 点数 15,802 点，基準値超過 0 点 (0 %)

（ホ）きのこ・山菜類

きのこ・山菜類における放射性物質検査を実施した。

- 検査対象 きのこ・山菜類他
- 検査機器 ゲルマニウム半導体検出器，NaI シンチレーションスペクトロメータ他
- 機器配置場所 県産業技術総合センター，県林業技術センター，各合同庁舎
- 検査機関 県農林水産部，民間機関
- 検査結果の概要（延べ数）
 - ・精密検査 点数 896 点，基準値超過 19 点 (2.1 %)
 - ・簡易検査 点数 193 点，基準値超過 5 点 (2.6 %)（※ 簡易検査で基準値を超過した 5 点は再検査しており，精密検査と重複する。）

（ヘ）県産牛等

県食肉流通公社に出荷された県産牛全頭及び県産豚等について放射性物質検査を実施した。

- 検査対象 県食肉流通公社に出荷される県産牛全頭，県産豚，めん山羊の肉
- 検査機器 NaI シンチレーションスペクトロメータ，CsI シンチレーションスペクトロメータ
- 検査機器配置場所 県食肉衛生検査所等
- 検査機関 県食肉衛生検査所等
- 検査結果の概要
 - ・県産牛（全頭） 点数 1,362 点，基準値超過 0 点
※（ハ）にも含まれる。
 - ・県産豚 点数 100 点，基準値超過 0 点
 - ・めん山羊 点数 16 点，基準値超過 0 点

（ト） 野生鳥獣肉

県内各地で採取されたイノシシ等の野生鳥獣の肉について放射性物質検査を実施した。

- 検査対象 野生鳥獣（イノシシ等）の肉
- 検査機器 ゲルマニウム半導体検出器
- 検査機関 民間検査機関
- 検査結果の概要 点数 131 点，基準値超過 36 点 (27.5 %)

（2） 出荷後検査

（イ） 流通食品

県内に流通する加工食品について放射性物質検査を実施した。

- 検査対象 県内に流通する牛乳，清涼飲料水（ミネラルウォーター），乳児用食品，一般食品等
- 検査機器 NaI シンチレーションスペクトロメータ，ゲルマニウム半導体検出器
- 機器配置場所 県原子力センター
- 検査機関 県原子力センター
- 検査結果の概要
 - ・精密検査 点数 90 点，基準値超過 0 点 (0 %)
 - ・簡易検査 点数 314 点，基準値超過 0 点 (0 %)

（3） その他の検査・測定

（イ） 学校給食食材

①給食一食全体の事後検査

実際に提供された学校給食について一食全体の検査を行った。

- 検査対象 希望する市町及び県立学校の給食
- 検査機器 ゲルマニウム半導体検出器
- 検査結果の概要 点数 250 点，基準値超過 0 点 (0 %)

②学校給食食材のサンプル測定

学校で給食に使用する食材の事前測定を行った。

- 検査対象 希望のあった県・市町村・私・国立の小中学校，特別支援学校，夜間定時制高等学校，幼稚園及び保育所
- 検査機器設置機関 県内教育事務所等
- 検査機器 NaI シンチレーションスペクトロメータ
- 検査結果の概要 点数 937 点，基準値超過 0 点 (0 %)

（ロ） 住民持ち込み食材等

住民が持ち込んだ家庭菜園の農産物等の放射能測定を行った。

- 測定対象 家庭菜園等で収穫された農産物等（流通品を除く）
- 測定機器 NaI シンチレーションスペクトロメータ
- 測定場所 各市町村
- 測定機関 各市町村
- 測定結果の概要 点数 5,189 点（非食品を含む）、基準値超過 422 点（8.1 %）

（４） その他

（イ） 検査結果の公表

放射性物質検査の結果は、県ホームページ「放射能情報サイトみやぎ」等で国内外に向けて速やかに公表するとともに、基準値より高い数値が確認された場合は出荷自粛の要請等、必要な措置を講じた。

（ロ） 市町村への補助金

市町村が実施する放射性物質測定検査に係る経費に対し交付金による支援を行った。

—（成果）—

- ・ゲルマニウム半導体検出器による精密検査及び地方機関等に配置した簡易検査機器により県産農林水産物の放射性物質検査を実施し、安全性を確認した。
- ・検査の結果、基準値を超過した農産物等については、出荷規制措置等を講じ、市場に流通させないようにした。
- ・県内に流通する加工食品についても放射性物質検査を実施し、安全性を確認した。
- ・学校給食の食材及び一食全体の放射性物質の検査を実施した結果、児童生徒等のより一層の安全安心の確保が図られた。
- ・住民の希望に応じて、家庭菜園等で栽培された野菜等の持ち込みによる放射性物質の測定を行った結果、住民の安心や不安払拭に資することとなった。
- ・検査結果を公表し県民の不安の解消に努めた。
- ・放射性物質測定検査を実施する 6 市町に対して交付金による支援を行い、市町村合計で 103 品目、1,262 検体の検査を実施した。

ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

食の安全安心に関する意見・情報の交換及び共通認識の醸成を図るため、消費者、生産者・事業者、行政等が主体となった食の安全安心セミナー（テーマ「食品中の放射性物質」）及び地域に密着した地方懇談会を開催した。

消費者モニターを対象にしたアンケート調査については、6月に「食の安全安心」及び「食と放射性物質」をテーマに設定して実施し、消費者モニターの意見の把握に努めた。1月には、消費者庁との共催により、消費者モニターを対象とした研修会を実施した（テーマ「食品中の放射性物質」）。

（成果）

- ・ 食の安全安心セミナー及び地域懇談会等の開催の開催により，食の安全安心に関する消費者，生産者及び事業者等の意見交換が図られた。
 - 食の安全安心セミナー3回のうち，放射性物質をテーマにした開催は1回（仙台会場）
 - 地方懇談会（放射性物質関係の内容で開催した回数3回）
 - みやぎ食の安全安心消費者モニター研修会（1回 仙台）
- ・ 食の安全安心セミナーにおけるアンケートでは，アンケート回答者（90人）の89％が説明内容を「理解できた」または「ほぼ理解できた」と回答した。
- ・ 消費者モニター研修会におけるアンケートでは，アンケート回答者（37人）の95％が研修会に対して「大変満足」または「まあまあ満足」と回答しており，研修会に対する満足度は高かった。

Ⅲ 施策の実施状況に対する「みやぎ食の安全安心推進会議」の評価

注) 施策の達成度 A : 達成している, B : 概ね達成している, C : 達成していない

1 安全で安心できる食品の供給の確保

(1) 生産及び供給体制の確立

イ 生産者の取組への支援

※ 施策の達成度 B

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度, エコファーマー, 農薬の適正使用, 牛のトレーサビリティシステム, かき処理場の整備は, 進められているが, 農業生産工程管理(GAP)等の普及拡大は, 少し遅れている。

しかし, エコファーマーにしても環境保全米生産にしても, そのメリットが感じられない中で, 米価が低迷するのでは, この先大幅な拡大が見込めない。安全で安心できる食品を望む消費者の期待に向けて取り組む生産者への支援が必要になっている。

GAP等は, GAPにJGAPにJASにエコファーマーと種類が多く, わかりにくい。難しい言葉でなく, わかりやすさが必要である。

農薬の適正使用の啓発活動を続け, 使用不能農薬などの処分も検討されたい。

牛トレーサビリティシステムの推進は, 評価できる。

カキ生産継続者の共同利用施設は100%復旧したが, 震災前と比較して, 生産者数は4割~5割程度の復旧に留まっている。支援策を検討されたい。

ロ 安全な農水産物生産環境づくり支援

※ 施策の達成度 A

病害虫の発生や鳥インフルエンザの押さえ込みなどの施策は成果を挙げている。今後は, 温暖化による環境の変化(新たな害虫種の北上等)に対応した機動的な施策を期待したい。

牛については基準が明確だが, SPF豚などに積極的に取り組んでいる農業者への支援も期待したい。

貝毒対策で安全安心を担保するために生産者には, 多額の検査費用負担が生じている。費用軽減策を検討されたい。ノロウイルス検査の簡便化を図れる解析ソフトが開発されたというが, 一日も早い民間への普及・実用化を期待したい。

ハ 事業者に対する支援

※ 施策の達成度 B

食品衛生法第50条第2項の改正により, 管理運営基準にHACCP管理手法を選択できる規定が盛り込まれた。選択制ということでまだ導入しない業者も多いと考えられるが, 将来的にはHACCP管理は義務化されると予想されるので, さらなる啓発活動を実施されたい。

HACCPに対する関心が高まっているが, 事業者がそのメリットをより実感できるよう, 消費者に対してHACCPの意味をもっとPRすることが必要。特に, 「みやぎHACCP」の手法についての情報が行き渡らない事業者に対するフォローが必要である。

深刻な食中毒の発生が少なく, 対応は進んでいる。ただし, 外食産業の原材料表示・原産地表示はまだ抜け道が多く, それを「中食」まで拡大して取り組んでほしい。また, 外食産業事業者の自主的な, 材料, 調味料などの表示の取り込み拡大を期待したい。

外食産業への立入検査並びに業者別研修を充実し, 増やしていただきたい。

「食材王国みやぎ地産地消推進店」の登録店舗の拡大は図られているが, どれだけの飲食店や県民が理解・認識しているのだろうか。県民に対しての事業のPRが必要である。また, 県民には, 「食材王国みやぎ地産地消推進店」を積極的に利用するように仕向ける手法(割引券など)も必要ではないか。

(2) 監視指導及び検査の徹底

イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底

※ 施策の達成度 B

生産者に対する安全性の監視指導は、現状では問題なくよくやっていると評価できる。懸念材料としては、農薬に関して、新たな病害虫の発生や難除草性オモダカなどの対応で農家が混乱しないよう適正な指導を要請したい。

農薬取締法に基づく農薬の使用や資材の確認のほか、残留農薬に関する監視体制を徹底し、その成果を発信されたい。また、農薬管理者の養成に力を入れていただきたい。生産者の農薬管理は、JAと連携して栽培履歴管理を徹底して、定期的指導をしてほしい。

安全性の管理については、立入検査やモニタリング調査によって、監視体制が十分機能していると判断できるが、一部、動物用医薬品の販売違反がまだ見受けられるので、生産者への指導も望まれる。

肥料及び飼料に対しての考え方の発想の転換を期待したい。牛、豚、鳥、魚からみての好環境、健康的で安全なバランスの肥料、飼料の開発を考えて欲しい。

九州などで渡り鳥の死亡や鳥インフルエンザウィルスの検出などが発生しているので、宮城県でも渡り鳥への監視の強化が必要となっている。

ロ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底

※ 施策の達成度 A

食品営業施設の許可等が県またはその保健所管轄内でちよつとずつ違うことが気になる。6次産業という言葉が先走っている今、新しいことに取り組もうとする生産者も増えている。食品を扱う上で、安全性の確保の教育的指導を強化されたい。

食品営業施設の食中毒の発生状況の推移を分かりやすい資料（一覧表など）で確認したい。

牛レバーの禁止から、豚肉の生食禁止への動きを見てみると行政が世の中の進み具合に追いついていないように見える。豚肉を生で食べないのは昔は常識だったのに、それが消費者に理解されていないだけでなく、店が豚レバーの生食を勧めるなど論外で、法律での禁止は当然である。事業者に対する監視指導の強化だけでなく、「豚肉を生で食べない」という消費者として当然の知識不足を解消する消費者への教育や危険の周知の強化も必要である。

安全・安心の食品供給には監視指導と検査が大事であり、これからも、食品モニタリング検査を専門分野に依頼するなどの監視強化を期待したい。

ハ 食品表示の適正化の推進

※ 施策の達成度 B

本年度から食品表示法、食品の機能性表示、或いは栄養成分表示の義務化等が運用される中で、監視指導が十分に機能することが望まれる。食品表示ウォッチャーの能力の底上げが必要となるので、研修制度等の充実を検討されたい。

アレルギーに関する成分表示は命に関わるものであるため、より一層の監視が必要である。また特定保健用食品より基準の緩い機能性表示食品の認可など、新しいアレルギーの登場も懸念される。情報提供についても強化してほしい。食品表示ウォッチャーや消費者モニターの積極的な活用が望まれる。

研修会の回数を増やすと同時に、参加しやすい曜日、時間帯、会場で開催する工夫を検討されたい。またアレルギーについては、小学校、中学校、高校への出前授業等も積極的に行って欲しい。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

(1) 情報共有及び相互理解の促進

イ 情報の収集、分析及び公開

※ 施策の達成度 B

県からの情報提供が十分・おおむね十分と感じる消費者モニターの割合が平成26年度37.2%と上昇してはいるものの、目標値の70%には遠い。分かりやすく適正な情報の提供が望まれる。

消費者モニター登録に子育て世代の方々や学生、若い人が参加しやすくして、多様な意見を集める取組を検討されたい。見学会等子供がいても参加できる企画やイベントの開催日の工夫（平日以外）やメール会員制の導入等も検討されたい。

県民の食に対する安全意識の高まりは、年々強くなっているが、情報の収集、分析及び公開に関しては、広報力が、まだまだ弱いと感じられる。

情報の共有の面で、食に関する情報が入手しにくくなっている。例えば、宮城県の「食材王国みやぎ」や「放射能情報サイトみやぎ」のトップページから、「食の安全安心」のウェブサイトにとどり着くのがなかなか困難になっている。また、サイトのレイアウトが固く情報が取りにくい。こうしたことが消費者モニターが情報提供を十分と感じていない原因にもなっているのではないかと。

ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

※ 施策の達成度 B

消費者と生産者あるいは、団体間の交流は進んできているが、消費者、生産者・事業者との相互理解の促進は、まだ一方通行にしかなくないところがある。セミナー等の運営においても、相互理解が進む工夫がほしい。

相互理解は、お互いを知ろう、知りたいという気持ちがあって初めて進むもの。安全な農産物を高い意識で作っている人についての情報発信が必要。

相互理解のためにも安全安心セミナーの回数を増やす必要がある。また関係団体との連携、協働の推進にももっと力を入れることを期待したい。

「地産地消の日」（毎月第1金曜、土曜、日曜日）の周知徹底で宮城県産の農畜水産物のPRに力を入れていただきたい。

学校給食における県産野菜の利用率が伸び悩んでいるが、地産地消は風評被害解消の有力手段であり、積極的なPRが望まれる。特に学校給食では野菜だけでなく米や水産品等も普及を図られたい。また、給食センターを対象にした地場産品の普及拡大に向けた施策の充実を図って欲しい。また、地産地消と安全をもっと結びつける情報提供が必要になっている。地産地消を推進する上で、食材王国みやぎ「伝え人（びと）」による料理講習会や高校生お弁当コンテストは効果的で継続されたい。

(2) 県民参加

イ 県民総参加運動の展開

※ 施策の達成度 B

食の安全安心取組宣言者の数が伸び悩んでいるのはロゴマークの認知の不足とも関係している。ロゴマークを活用してのキャンペーンも一考していただきたい。県の「まるごとフェスティバル」に行ってもあまり見かけない。もっとPRしてほしい。

震災でストップしていた状況が改善に向かっている。しかし、まだ、消費者モニターの活動の場が狭いように思う。若い人にも消費者モニターになってもらうためにも、消費者モニターのメリットや魅力アップを図るべき。

消費者モニターへのアンケートの設問については、年齢層に合わせたものにする必要がある。

宮城県食品衛生監視指導計画に対するパブリックコメントの提出数があまりにも少なすぎる。消費者モニターに意見を求める等の工夫が必要で、相談窓口の充実、相談ができる環境づくりが課題。

- **県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映** ※ 施策の達成度 B
- 学生が消費者モニターに参加したが消費者モニターの行事が基本的に平日の開催で、学生をはじめ若い人たちは参加しにくい。土日の開催等，参加しやすい工夫が必要。
- 地方の意見をより多く集められるように地方懇談会の開催数の増加を検討されたい。
- 情報を寄せた人，団体等に対して，それがどう施策や取り締まりに活用されたかという結果についてフィードバックして，意見を寄せるリピーターを増やす必要がある。意見の政策への反映をホームページなどでアピールすることをも検討されたい。
- 相談件数は前年より増えており今後も件数が増えるような工夫を検討されたい。

3 食の安全安心を支える体制の整備

(1) 体制整備及び関係機関等との連携強化

- イ **食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進** ※ 施策の達成度 A
- **みやぎ食の危機管理基本マニュアル等** ※ 施策の達成度 B
 (個別のマニュアルを含む)による迅速な対応
- ハ **食の安全に関する調査・研究の充実** ※ 施策の達成度 A
- ニ **国，都道府県，市町村との連携** ※ 施策の達成度 B
- ノロウイルスの新検査法解析ソフトの完成とあるが，実用化に向けた取組を期待したい。また，ノロウイルスの簡易検査も他関係機関で開発しているとの情報があるので，できれば生産者及び買受人等が補助的に出荷前検査を短時間でできるような検査機器の設置を検討していただきたい。
- 何かあった場合の対応はスムーズに行っていると思う。しかし，放射能のように県だけで処理できない事態の時，やはり，国の指示待ちの感じがする。県がまず動くことが重要だと指摘したい。

4 食品に係る放射能対策

- イ **食品の放射性物質検査** ※ 施策の達成度 B
- **生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進**
- 事故から4年経ったが，まだ山菜やきのこ，野生の鳥獣肉，一部地区のタケノコなどで基準を超える放射能が検出されている。引き続き，汚染が心配される食品は，市場流通外でも必ず検査するようにしてほしい。検査するのは，安全のために当然であり，それだけでは安心にならない。全てOKまたは流通させなかったとなって初めて安心できるのであり，結果の公表は重要である。放射性物質検査の結果の公表に関しては，出荷制限や解除に関して，要因がもっとわかりやすくなる工夫が必要になる。
- 放射性物質には不安を持っている人も多いので，セミナーや情報交換会を開いて少しでも理解できる機会を増やしてほしい。セミナー等の開催運営方法としては，生産現場や流通現場においての自主検査の方法や情報の出し方，消費者に伝えたいことなどを前面に出した形式にして，購買行動に繋がる工夫を検討されたい。

IV 実績数値総括表

1 安全で安心できる食品の供給の確保

(1) 生産及び供給体制の確立

項目	平成21年度	平成25年度	平成26年度
みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度 (農産園芸環境課)	○生産登録面積 3,446 ha	○生産登録面積 3,033 ha	○生産登録面積 2,980 ha
認定エコファーマー (農産園芸環境課)	○9,284人	○6,296人	○5,902人
共同かき処理場におけるかき浄化処理施設の整備 (水産業基盤整備課)	○共同かき処理場施設整備 － ○かき浄化機器整備 － ○かき浄化処理施設の整備率 ・施設数ベース 79.5%	○共同かき処理場施設整備 8件 ○かき浄化機器整備 8件 ○かき浄化処理施設の整備率 ・施設数ベース 100%	○共同かき処理場施設整備 8件 (H25 繰越含む) ○かき浄化機器整備 8件 (H25 繰越含む) ○かき浄化処理施設の整備率 ・施設数ベース 100%
家畜伝染病に基づく検査 (畜産課)	○牛豚鶏延べ 292,019頭羽	○牛豚鶏延べ 236,111頭羽	○牛豚鶏延べ 286,057頭羽
慢性疾病低減のための検査、指導 (畜産課)	○牛 16戸 ○豚 12戸 ○鶏 4戸	○牛 10戸 ○豚 11戸 ○鶏 5戸	○牛 12戸 ○豚 9戸 ○鶏 5戸
貝毒検査 (水産業基盤整備課)	○13海域 ○384回	○13海域 ○633回	○13海域 ○818回
ノロウイルス検査 (水産業基盤整備課)	○33漁場 ○815件	○27漁場 ○984件	○28漁場 ○952件
みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度 (食と暮らしの安全推進課)	○登録(新規) 4施設 ○認証(新規) 5工程4施設 (延べ数) ○登録 45施設 ○認証 31工程	○登録(新規) 5施設 ○認証(新規) 2工程2施設 (延べ数) ○登録 43施設 ○認証 28工程	○登録(新規) 2件 ○認証(新規) 2件 <合計> ○登録 44件 ○認証 28件

(2) 監視指導及び検査の徹底

項 目	平成21年度	平成25年度	平成26年度
農薬販売者及び使用者 に対する立入検査 (農産園芸環境課)	○販売店 425件 ○使用者 188件	○販売店 235件 ○使用者 136件	○販売店 282件 ○使用者 127件
農薬管理指導士 (農産園芸環境課)	○1,204人	○1,211人	○1,252人
肥料生産業者に対する 立入検査 (農産園芸環境課)	○検査箇所数 31か所 ○収去点数 22点	○検査箇所数 21か所 ○収去点数 18点	○検査箇所数 22か所 ○収去点数 19点
動物用医薬品等取締 (畜産課)	○動物用医薬品販売業立入 検査 100件 ○動物用医薬品販売業許可 ・更新等 41件	○動物用医薬品販売業立入 検査 56件 ○動物用医薬品販売業許可 ・更新等 34件	○動物用医薬品販売業立入 検査 66件 ○動物用医薬品販売業許可 ・更新等 30件
飲食店及び食品・加工 製造施設等の監視指導 (食と暮らしの安全推 進課)	○要許可施設数 25,374施設 ○許可不要施設数 16,298施設 ○監視延べ施設数 ・許可前 4,046施設 ・通常監視 35,154施設	○要許可施設数 23,896施設 ○許可不要施設数 15,130施設 ○監視延べ施設数 ・許可前 3,916施設 ・通常監視 21,368施設	○要許可施設数 23,331施設 ○許可不要施設数 14,999施設 ○監視延べ施設数 ・許可前 3,873施設 ・通常監視 18,985施設
観光地の大型旅館、集 団給食施設等、特に重 点的に監視すべき施設 (食と暮らしの安全推 進課)	○526施設を指定 ○監視延べ施設数 1,195施設	○440施設を指定 ○監視延べ施設数 1,016施設	○447施設を指定 ○監視延べ施設数 1,038施設
収去検査 (食と暮らしの安全推 進課)	○細菌検査 1,851検体 ○理化学検査 962検体	○細菌検査 1,472検体 ○理化学検査 2,554検体	○細菌検査 1,495検体 ○理化学検査 2,344検体
特殊有害物質調査 (食と暮らしの安全推 進課)	○224検体 ・うち残留農薬検査 22品目, 120検体 ・うち輸入食品 20品目, 108検体	○283検体 ・うち残留農薬検査 22品目, 88検体 ・うち輸入食品 27品目, 144検体	○238検体 ・うち残留農薬検査 77検体 ・うち輸入食品 39検体
BSE検査 (食と暮らしの安全推 進課)	○牛全頭 (6,070頭)	○牛全頭 (2,134頭) H25.6.30 まで全頭 H25.7.1 以降 48ヶ月齢超	○牛 349頭

項 目	平成21年度	平成25年度	平成26年度
と畜場の監視指導及び食肉の検査 (食と暮らしの安全推進課)	○と畜場法等に基づくと畜場の監視指導 毎月1回 ○食肉輸送車の監視 全車両 ○枝肉等残留抗菌性物質の検査 牛豚等2,045頭 ○枝肉等細菌検査 272検体 ○枝肉等腸管出血性大腸菌検査 150検体	○と畜場法等に基づくと畜場の監視指導 毎月1回 ○食肉輸送車の監視 全車両 ○枝肉等残留抗菌性物質の検査 牛豚等1,642頭 ○枝肉等細菌検査 570検体 ○枝肉等腸管出血性大腸菌検査 147検体	○と畜場法等に基づくと畜場の監視指導 毎月1回 ○食肉輸送車の監視 全車両 ○枝肉等残留抗菌性物質の検査 牛豚等1,622頭 ○枝肉等細菌検査 450検体 ○枝肉等腸管出血性大腸菌検査 152検体
食鳥処理施設の監視指導及び食鳥肉の検査 (食と暮らしの安全推進課)	○食鳥処理施設の監視(1) 大規模 週1回 ○認定小規模食鳥処理場(9) 年12回/1か所 ○食鳥肉残留抗菌性物質の検査 2,613検体 ○食鳥肉細菌検査 283検体	○食鳥処理施設の監視(1) 大規模 週1回 ○認定小規模食鳥処理場(7) 年12回/1か所 ○食鳥肉残留抗菌性物質の検査 2,162検体	○食鳥処理施設の監視(1) 大規模 週1回 ○認定小規模食鳥処理場(7) 年16回 ○食鳥肉残留抗菌性物質の検査 2,289検体
かき処理場等の監視指導及び生食用かき等の検査 (食と暮らしの安全推進課)	○処理場 149施設 (延べ監視数269件) ○袋詰め業者 89施設 (延べ監視数237件) ○入札場 3施設 (延べ監視数 2件)	○処理場 72施設 (延べ監視数167件) ○袋詰め業者 70施設 (延べ監視数174件) ○入札場 3施設 (延べ監視数 3件)	○処理場 75施設 (延べ監視数187件) ○袋詰め業者 76施設 (延べ監視数183件) ○入札場 3施設 (延べ監視数 3件)
貝毒及びノロウイルス等の検査 (食と暮らしの安全推進課)	○かき養殖海域の海水検査 130ポイント ○かき成分規格 178検体 ○ノロウイルス 75検体	○かき養殖海域の海水検査 118ポイント ○かき成分規格 87検体 ○ノロウイルス 75検体	○かき養殖海域の海水検査 118ポイント ○かき成分規格 99検体 ○ノロウイルス 75検体
栄養成分表示 (健康推進課)	○相談・指導件数 55件 ○研修会 17回 880人 ○立入検査 0件	○相談・指導件数 30件 ○研修会 9回 694人 ○立入検査 11件	○相談・指導件数 59件 ○研修会 14回 474人 ○立入検査 0件
健康食品等虚偽誇大広告指導 (健康推進課)	○相談・指導件数 23件 ○研修会等 17回 880人 ○立入検査 2件	○相談・指導件数 2件 ○研修会等 9回 694人 ○立入検査 2件	○相談・指導件数 10件 ○研修会等 14回 474人 ○立入検査 1件

項 目	平成21年度	平成25年度	平成26年度
遺伝子組換え食品検査 (食と暮らしの安全推進課)	○とうもろこし加工品、 豆腐 20件	○米加工品 10件	○米加工品 10件
食品中のアレルギー物質検査 (食と暮らしの安全推進課)	○うどん、クッキー・ビスケット、食肉製品 40件	○うどん、クッキー・ビスケット、食肉製品、魚肉ねり製品、インスタント食品 48件	○うどん、クッキー・ビスケット、食肉製品、魚肉ねり製品、インスタント食品 48件
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)遵守状況調査 (食と暮らしの安全推進課)	○食品表示ウォッチャー報告に基づく調査 22件 ○その他の情報に基づく調査 32件	○食品表示ウォッチャー報告に基づく調査 16件 ○その他の情報に基づく調査 18件	○食品表示ウォッチャー報告に基づく調査 17件 ○その他の情報に基づく調査 38件
不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)に基づく調査指導 (食と暮らしの安全推進課)	○調査・指導件数 9件	○調査・指導件数 6件	○調査・指導件数 3件
宮城県食品表示ウォッチャー (食と暮らしの安全推進課)	○50人委嘱 ○毎月10品目のモニタリング ○調査店舗数 1,283店舗 うち疑義あり61店舗	○100人委嘱 ○毎月5品目のモニタリング ○調査店舗数 1,314店舗 うち疑義あり51店舗	○100人委嘱 ○毎月5品目のモニタリング ○調査店舗数 1,316店舗 うち疑義あり21店舗
輸入生かき偽装防止特別監視員(オイスターGメン)による監視・指導 (食と暮らしの安全推進課)	○監視・指導回数 36回	○監視・指導回数 13回	○監視・指導回数 12回

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

(1) 情報共有及び相互理解の促進

項 目	平成21年度	平成25年度	平成26年度
各農業改良普及センターに設置した「地域の食と農の相談窓口」における相談件数 (農業振興課)	○相談件数 133件	○相談件数 70件	○相談件数 64件
消費者対象の講座及び現地農業見学会等の開催(食と暮らしの安全推進課)	○開催回数 20回	○開催回数 6回	○開催回数 6回

(2) 県民参加

項 目	平成21年度	平成25年度	平成26年度
みやぎ食の安全安心消費者モニター数 (食と暮らしの安全推進課)	○モニター登録数 914人	○モニター登録数 814人	○モニター登録数 849人
みやぎ食の安全安心取組宣言 (食と暮らしの安全推進課)	○宣言者数 65,720生産者 3,320事業者	○宣言者数 65,718生産者 3,018事業者	○宣言者数 65,717生産者 2,992事業者
みやぎ食の安全安心県民総参加運動PR用リーフレットの作成配布 (食と暮らしの安全推進課)	○配布部数 当初作成12,000部	○配布部数 当初作成12,000部	○配布部数 当初作成12,000部
食品表示110番に寄せられた相談等 (食と暮らしの安全推進課)	○受付件数 121件	○受付件数 184件	○受付件数 343件
食の110番に寄せられた相談等 (食と暮らしの安全推進課)	○受付件数 147件	○受付件数 170件	○受付件数 170件
地方懇談会 (食と暮らしの安全推進課)	○開催か所数 県内15か所 (延べ16回)	○開催か所数 県内8か所 (延べ8回)	○開催か所数 県内8か所 (延べ8回)

3 食の安全安心を支える体制の整備

(1) 体制整備及び関係機関等との連携強化

項 目	平成21年度	平成25年度	平成26年度
庁内連絡会議等 (食と暮らしの安全推進課)	○食の安全安心推進員会議 12回 ○みやぎ食の危機管理対応 チーム会議定例会議等 12回	○食の安全安心推進員会議 12回 ○みやぎ食の危機管理対応 チーム会議定例会議等 12回	○食の安全安心推進員会議 12回 ○みやぎ食の危機管理対応 チーム会議定例会議等 12回

(2) みやぎ食の安全安心推進会議

項 目	平成21年度	平成25年度	平成26年度
みやぎ食の安全安心推進会議 (食と暮らしの安全推進課)	○開催回数 3回	○開催回数 3回	○開催回数 3回

◇ 用 語 集 ◇

あ

●アレルギー物質

アレルギーなどの過敏症を起こす物質のことで、近年、アレルギー物質を含む食品が原因の健康被害が多く見られることから、こうした被害を未然に防止する観点から、アレルギー物質の表示が平成14年に法制化されました。厚生労働省では、食物アレルギーを起こす頻度が高いものや重篤（病状が著しく重い）なアレルギーを起こすことが明らかになった7品目（えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生）を、「特定原材料」として表示を義務付け、また、それらに準ずるものとして、20品目（あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン）について表示を奨励しています。

●遺伝子組換え食品

食品となる植物等に、細菌やウイルスなどの有用な遺伝子を組み込む遺伝子組換え技術により作られる食品のことです。食品生産の量的・質的向上や害虫や病気に強い農作物の改良、加工特性などの品質向上に資することが期待されています。組換えDNA技術を応用した食品は、農作物及びその加工食品と組換えDNA技術を利用して得られた微生物から製造した食品添加物があります。

遺伝子組換え食品については安全性審査が義務化されており、未審査のものは輸入、販売等が禁止されています。また、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイアの8作物、及びその加工食品の33食品群について、遺伝子組換え食品を使用している場合は「遺伝子組換え」と、使用の有無が不明の場合は「遺伝子組換え不分別」と表示することが義務付けられています。

●牛海綿状脳症（BSE：Bovine Spongiform Encephalopathy）

牛の病気。脳の神経細胞が空胞化し、スポンジ状になることから名付けられました。起立不能や行動異常等の神経症状を示し、発病後2週間から6か月で死に至ります。治療法はありません。BSE感染牛を原料とした肉骨粉を飼料として牛に給与したことにより、感染が拡大しました。原因たんぱく（異常プリオン）に感染した脳・脊髄・目、回腸遠位部やせき柱に含まれる背根神経節等を食べることで人間にも感染するといわれています。1986年にイギリスで初めて発生が確認され、日本でも2001年9月に第1号の発生が確認されました。

●エコファーマー

環境と調和した農業生産をより一層推進するため、平成11年に「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」が制定されました。

この法律は、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料や化学農薬の使用の低減を一体的に行う生産方式を導入しようとする農業者に対し、支援を行うものです。

この法律に基づいて、知事の認定を受けた農業者を「エコファーマー」と呼びます。

●オイスターGメン（輸入生かき偽装防止特別監視員）

輸入生かき混入（偽装）を防止し、宮城のかきの信頼回復を図るため、県内のかき仲買・袋詰め業者が偽装防止などを目的に設立した「宮城県産生かき適正表示協会」に加盟し県内で生かきを取り扱う仲買・袋詰め業者を主な対象として、抜き打ち調査等を行うものです。

か

●貝毒

二枚貝類（ホタテ、かき、あさり等）は、海水中のプランクトンを餌にしていますが、海水中には時として有毒なプランクトンが発生します。それを摂取した二枚貝は、その毒成分を体内の中腸腺（ヒトの肝臓及び膵臓に相当する器官）に蓄積し、それが原因となって本来無毒である二枚貝が毒化します。これが貝毒です。

貝毒には麻痺性貝毒と下痢性貝毒の2種類があり、貝毒の毒量はマウス・ユニット（MU）という単位で表され、各々規制値が定められています。

麻痺性貝毒は可食部1gあたり4MU、下痢性貝毒では可食部1gあたり0.05MUを超えると出荷が規制されます。

貝毒は海水中の有毒プランクトン濃度が低くなると、徐々に貝の体内から排出されて消失します。

●GAP（農業生産工程管理） 「ギャップ」と呼称

Good（良い）Agricultural（農業）Practice（やり方）の頭文字をとっています。

農林水産省は「農業生産工程管理」、日本GAP協会は「適切な農場管理と実践」と訳しています。

農業生産工場において、生鮮農産物の安全性確保などを主な目的とし、生産から出荷の段階で想定される3つの危害、化学的危険（残留農薬など）、物理的危険（異物混入など）、生物的危険（病原微生物など）を未然に回避するための農業生産管理ポイントを整理し、それを実践・記録する取組のことです。

従来は最終の収穫物をサンプリングしての「ファイナルチェック方式」（結果管理）であったが、GAPではISOやHACCPのような「プロセスチェック方式」（工程管理）の考え方を農業現場に導入したものです。

●牛肉トレーサビリティ法（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法） （平成15年6月11日法律第72号）

平成13年9月に国内で初めて発生した牛海綿状脳症（BSE）への対応策として、平成15年6月に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛肉トレーサビリティ法）が制定されました。この法律は、現存する牛や消費者の元に届いた牛肉

について、そこに至るまでの経過を追跡・遡及することを可能とするために制定されました。

これにより、国内に現存する全ての牛はそれぞれ固有の個体識別番号を付与され、この番号に基づいた各種情報の管理が義務付けられています。

●景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)(昭和37年5月15日法律第134号)

一般消費者の利益の保護を図るため、不当な顧客の誘引を禁止する法律。表示されている内容が実際のものより著しく優良であると誤認を招くような表示や、取引条件が実際のものより著しく有利であると誤認を招く表示を不当表示として禁止するほか、過大な景品類の提供を禁止することで、一般消費者による利益の保護を目的としています。

●健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)

わが国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的として、平成14年8月に制定され、平成15年5月1日に施行されたものです。

特別用途表示について規定する食品関係の内容としては、健康保持増進の効果などについての虚偽または誇大な広告等の表示の禁止などについて規定しています。

●高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザは鳥インフルエンザのうち、発症すると致死率が100%に近く、鶏、七面鳥、うずら等が感染すると、全身症状を起し、神経症状(首曲がり、元気消失等)、呼吸器症状、消化器症状(下痢、食欲減退等)等が現れ、鳥に対して特に高い病原性を示す特定のウイルスによる疾病です。

なお、わが国ではH5亜型、H7亜型のA型インフルエンザのうち、鶏への病原性確認検査又はウイルス遺伝子分析により病原性が高いと判断されたものを高病原性インフルエンザ、病原性が低いと判断されたものを低病原性鳥インフルエンザとしています。

高病原性鳥インフルエンザが、食品を介して人に感染する可能性は、現時点ではないものと考えられており、鶏卵や鶏肉を介した感染例は世界的にも報告されていません。鳥インフルエンザウイルスは適切な加熱により死滅するとされており、一般的な方法として、食品の中心温度を70℃に達するように加熱することを推奨しています。

●コーデックス委員会

(CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION: CAC)

コーデックス委員会は、FAO/WHO合同食品企画計画の実施機関として、1962年に、FAO(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機構)が合同で設立した国際政府間組織で、その設置目的は、国際食品企画の策定を通じて、消費者の健康を守るとともに、食品貿易における公正を確保することです。

コーデックス委員会が策定した食品規格は、WTO(世界貿易機関)の多角的貿易協定のもとで、国際的な制度調和を図るものとして位置付けられています。事務局はイタリア

のローマに置かれており、2009年3月現在の加盟国は180カ国及び1機関で、我が国は1966年に加盟しています。

さ

●残留農薬

「残留農薬」とは、農薬の使用に起因して食品に含まれる特定の物質をいいます。農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないように、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」において農産物に残留する農薬の成分である物質の量の限度が定められています。残留農薬基準を超えるような農薬が残留している農産物は販売禁止等の措置が取られることになります。

●JAS法(農林物資の規格化等に関する法律)(昭和25年5月11日法律第175号)

適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、普及させることを目的とした法律。平成27年4月1日の食品表示法施行までは「JAS規格」と「品質表示基準」の2つの制度を定める「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」という名称でしたが、食品表示法の施行により、食品の品質表示に関する部分が食品表示法に統合されました。

●食育

食育とは、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであり、生きる上での基本となるものです。

●食育推進ボランティア

食と農に関する知識、技術、経験等を持ち、これらの知識等を地域社会に広げる活動をするボランティアのことで、食生活改善推進員、栄養士、調理師等などの個人や食品製造企業、農業者団体、食文化研究会などの企業・団体などをメンバーとしています。

●食中毒

食中毒の原因となる細菌、ウイルスが付着した食品や、有毒・有害な物質が含まれた食品を食べることによって、下痢、嘔吐、腹痛、発熱などの健康被害が起こることです。

食中毒の約5割は、食べ物の中で増えた食中毒菌や食中毒菌が作った毒素を食べることにより起きる細菌性食中毒です。細菌性食中毒の主なものは、カンピロバクター、サルモネラ、腸炎ビブリオ、黄色ブドウ球菌、腸管出血性大腸菌O157等があります。

このほか、ノロウイルス等のウイルスを原因とする食中毒や、毒キノコや貝毒、フグ毒などによる自然毒食中毒、洗剤や農薬などの化学物質の混入による化学性食中毒があります。

なお、食べ過ぎ、飲み過ぎによる体調不良、ビタミン欠乏による栄養障害、食品中に混入したガラス、針などの異物による物理的・機械的障害、熱いものの摂取によるやけどなどは食中毒に含まれません。

●食鳥検査

平成2年6月29日「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」（食鳥検査法）が公布され、それまで「食鳥処理加工指導要領」により実施していた全羽自主検査が、平成4年4月1日から、食鳥検査に変更されました。年間30万羽を超える処理を行う食鳥処理場では、都道府県知事の検査として、獣医師である食鳥検査員の検査を受けなければならないことになりました。

また、30万羽以下を処理する食鳥処理場では、都道府県知事の認定を受けた事業者が確認規定に従い、基準に適合していることを確認しています。

●食鳥検査員

食鳥検査員は、都道府県知事が指定する、食鳥処理場で処理される食鳥の検査及び衛生指導等の職務に従事する都道府県の職員（獣医師）。本県では、食肉衛生検査所及び仙南保健所、塩釜保健所岩沼支所に配置しています。

●食鳥処理場

食鳥検査法に基づき、食用に供する目的で食鳥（鶏、あひる、七面鳥等）をと殺し、羽毛を除去し、食鳥と内臓を摘出する行為を行う施設をいいます。

●食鳥処理法（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律）

「食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずるとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ること。」を目的として、平成2年に制定され、食鳥処理業の許可、食鳥検査、食鳥処理業者の遵守事項等について規定されています。

●食品安全委員会

食品安全基本法に基づき内閣府に設置された委員会で、健康への悪影響について科学的評価（食品健康影響評価）を実施し、それに基づいた勧告を行う他、消費者、食品関連事業者などの関係者相互における幅広い情報や意見の交換、重大な食品事故の発生等の緊急事態への対応を行う機関です。7名の委員から構成され、その下に専門調査会が設置されています。

●食品安全基本法（平成15年5月23日法律第48号）

食品の安全性の確保を総合的に推進することを目的として平成15年5月に制定されました。

この法律に基づき、食品健康影響評価を専門的に行う「食品安全委員会」が内閣府に設置されており、食品健康影響評価に基づき、各省庁では安全確保のための規格基準を定めるなど具体的な施策を策定し、実施します。

また、情報の公開、関係者相互の情報・意見の交換促進についても規定されています。

●食品衛生監視員

都道府県知事等に任命され、食品に起因する衛生上の危害を防止するために、食品関連営業施設等の監視指導、食品、添加物等の収去検査、H A C C Pなどの高度衛生管理方式の普及等の職務に従事する、薬剤師・獣医師等の資格を持った都道府県等の職員で、保健所や食肉衛生検査所等に配置されています。

●食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)

昭和22年に「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与すること」を目的に制定されたが、B S E問題や偽装表示問題などを契機とする食品の安全に対する国民の不安や不信の高まりから、食品の安全の確保のための施策の充実を通じ、国民の健康の保護を図ることを目的として、平成15年5月に改正された。

改正食品衛生法は、①国民の健康の保護のための予防観点に立ったより積極的な対応、②事業者による自主管理の促進、③農畜水産物の生産段階の規制との連携という3つの視点に基づき見直されており、新たに食品関係事業者の責務の明確化等が盛り込まれています。

●食品添加物

食品添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいい、保存料、甘味料、着色料等が該当する。厚生労働大臣が定めたもの以外の添加物並びにこれを含む製剤及び食品の製造、輸入、使用、販売等は禁止されており、この指定の対象には、化学的合成品だけでなく天然に存在する添加物も含まれます。

●食品表示ウォッチャー

J A S法に基づく食品表示の一層の適正化を図るため、県民から食品表示ウォッチャーを公募し、食品販売店における日常の買い物等を通じて食品表示のモニタリングをさせていただくとともに、その結果を県に情報提供していただくものです。県は、その情報に基づき監視・指導を行います。

●食品表示法(平成25年6月28日法律第70号)

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、J A S法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合し、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度とするため、平成27年4月から施行された法律です。食品表示法では、これまで任意制度とされていた栄養成分の表示が、原則全ての加工食品で義務化されたほか、機能性表示食品制度が新たに創設されました。

●飼料安全法(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)

(昭和28年4月11日法律第35号)

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜

産物等の生産の安定を目的とした法律です。有害物質を含む飼料等の製造，輸入，販売，使用（家畜等への供与）の禁止，家畜等に飼料供与した場合の飼料の種類，使用年月日，場所，家畜の種類，使用量等の記録とその保管などについて規定しています。

た

●腸管出血性大腸菌^{オー}○157

大腸菌は，家畜や人の腸管内にも存在し，ほとんどのものは無害であるが，一部のものは，人に急性の下痢や胃腸炎等の消化器症状や合併症を引き起こすことがあり，病原大腸菌あるいは下痢原性大腸菌と呼ばれています。そのうち毒素（ベロ毒素）を産生し，出血を伴う腸炎や溶血性尿毒症症候群（HUS）を起こす大腸菌を腸管出血性大腸菌といいます。この菌による感染症の典型的臨床症状は出血性大腸炎で，血清型が（○157：H7）の菌を特に腸管出血性大腸菌○157と呼びます。この菌による食中毒事件は，米国のハンバーガーによる大規模な食中毒事件があり，4名の死者を出したことで予防対策がとられるようになりました。このほかにも同様の症状を現すものとして○26，○111などがあります。

日本では，平成8年に全国で腸管出血性大腸菌○157による食中毒事件が多発し，社会問題になりました。

●動物用医薬品

専ら動物に用いられる医薬品（抗生物質や寄生虫駆除剤など）であり，動物の病気の治療または予防に使用されています。「薬事法」に基づき使用が規制されており，対象動物，用法及び用量，使用禁止（出荷制限，休業）期間など使用者が守る基準が定められています。

●特別栽培農産物

その農産物が生産された地域で慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況に比べて，農薬の使用回数が50%以下，化学肥料の窒素分量が50%以下の双方の条件を満たして栽培された農産物をいいます。

県では，この条件を満たした農産物を認証する制度を設けており，認証を受けた農産物には県が指定する認証マークを付けて出荷することができます。これにより，消費者に対する信頼性の確保と環境保全型農業の取組の拡大を図っています。

●と畜場

と畜場法に基づき，食用に供する目的で獣畜（牛，馬，豚，山羊，羊）をと殺し，または解体するために設置された施設をいいます。

●と畜場法(昭和28年8月1日法律第114号)

「と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ，もって国民の健康の保護を図ること。」を目的

として昭和28年に制定され、と畜場の設置の許可、と畜場の衛生管理、と殺または解体の検査等について規定されています。

●トレーサビリティ(システム)

トレーサビリティとは、trace(追跡)とability(可能)を合わせた言葉で、食品の生産、加工、流通等の各段階で、原材料(食品)が、いつ、どこで、どのように生産・流通・加工されたかについて、追跡又は遡って調査できる仕組みをいいます。食品事故が発生した場合の迅速な回収や、原因究明により危害の未然防止・拡大防止への活用が期待されます。

また、最近では、食品を購入した消費者がその生産履歴等をITなどの活用により知ることができるシステムが開発されており、消費者への情報提供の面からも活用が期待されています。その一方で、コストを誰が負担するのか、導入しても実質的な利用があるのかといった課題もあります。

なお、国産牛肉及び米については、トレーサビリティに取り組むことが義務づけられています。

な

●農薬

農薬取締法において、農薬とは、農作物(樹木及び農林産物を含む。以下、「農作物等」という。)を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物またはウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤および農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤と定義されています。

また、農作物等の害虫を食べるクモなどの天敵も農薬とみなすとされています。

用途別に見ると、害虫を防除する殺虫剤、農作物等にとって有害な菌細菌や糸状菌を防除する殺菌剤、雑草を防除する除草剤、種なしぶどうなどを作る際に用いられるいわゆる植物成長調整剤などがあります。

現在栽培されている農作物等の中には、農薬を使用しなければ、ほとんど収穫できないもの(例:りんご、もも)もあることから、病気や害虫、また雑草の害を食い止め、品質のよい農作物等を安定的に供給するために農薬が使われています。また、真夏の草取りなど、農作物等の生産者の過重な労働の軽減にも役立っています。

国内で農薬を使用する場合は、農薬取締法に基づき登録された農薬でなければなりません。

農薬取締法では、農薬登録時に定められた使用方法を遵守しなければならないこととされています。(使用基準)

食品衛生法に基づき食品中に残留する農薬の残留基準を設定し、安全確保を図っています。

●農薬管理指導士

農薬取締法に基づき農薬の安全使用や保管管理について適正になされるとともに、使用者等に対し適切に指導できるよう農薬販売業者やJA職員等農薬の専門知識を有する必要がある方々を対象として、県が研修を実施し、試験を経て認定しています。

●農薬取締法(昭和23年7月1日法律第82号)

農薬について登録制度を設け、販売及び使用の規制を行うことにより、農薬の適正使用の確保等を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全を目的とした法律です。

農薬の登録制度では、国に登録された農薬のみが製造、輸入、販売、使用できる仕組みになっています。また、薬効、薬害、毒性、残留性等試験の結果を基に、その農薬を使用できる作物、使用量、濃度、使用時期、使用回数等の使用に関する基準が定められています。

●ノロウイルス

ヒトの小腸粘膜で増殖するウイルスで、他の食中毒菌と異なり、食品中では増殖しません。このため、人から排出されたウイルスが、河川等を経て海にたどり着き、カキなどの二枚貝の内臓に蓄積されるものと考えられています。

従前は小型球形ウイルス又はSRSV (Small Round Structured Virus) と呼ばれていましたが、遺伝子学的な分類でノロウイルスとそれ以外のものに分けられることがわかったため、SRSVのうちノロウイルスと同定されるものについては、この名称を用いることになりました。

潜伏時間は24～48時間で、主症状は下痢、吐き気、嘔吐、腹痛、発熱(38℃以下)など風邪に似た症状を呈し、冬場に多く発生する傾向があります。

ウイルスを取り込んだカキなどの二枚貝を不十分な加熱で食べた場合や、感染者の用便後の手洗い不足等により、ウイルスに汚染された食品を食べた場合などに感染するおそれがあります。なお、感染者の便や吐しゃ物に接触したりすることにより二次感染を起こすこともあります。

予防策としては、中心まで十分に加熱して食べることや手洗いの徹底等があげられます。

平成9年5月に改正された食品衛生法で、食中毒病因物質に小型球形ウイルス(SRSV)が追加され、さらに平成15年8月の改正で、この病因ウイルス名が小型球形ウイルス(SRSV)からノロウイルス(NV)に変更されています。

は

●HACCP (ハサップと呼ばれています。)(危害分析重要管理点) Hazard Analysis Critical Control Point

米国航空宇宙局(NASA)における宇宙食の製造に当たって、食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法として開発されました。この衛生管理手法は、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある危害についてあらかじめ調査・分析(Hazard Analysis)し、この分析結果に基づいて、より安全性が確保された製品を得るために特に厳重に管理する必要がある段階を重要管理点(Critical Control Point)と定め、これが遵守されているかどうかを常時監視することにより、製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保する手法です。

日本でも、平成7年に国がこの考え方を導入し、公的に認める衛生管理システムとして、

総合衛生管理製造過程の承認制度があります。

●BSEスクリーニング検査

牛がBSEに感染していないかどうかを、牛の脳の一部（延髄）を取り出して、そこにBSEの原因と考えられる異常プリオンがあるかないか調べるための一次検査です。

国内では、初のBSE感染牛が確認されて以降、平成13年10月18日から、と畜場でと殺解体されるすべての牛について全国の食肉衛生検査所等において実施されてきました。検査対象月齢は、段階的に引き上げられたものの、牛の全頭検査は継続されました。

その後、国内外のリスクが大きく低下してきたことを踏まえ、食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、平成25年7月1日から、国産牛のBSE検査対象月齢が48か月齢超に引き上げられました。

●ポジティブリスト制

平成15年の食品衛生法の改正により、平成18年5月から、農薬、動物用医薬品、飼料添加物（以下農薬等）についてポジティブリスト制が導入されました。

リストにないものの流通を原則禁止する制度がポジティブリスト制といいます。反対に、リストにあるものの流通を原則禁止する制度をネガティブリスト制といいます。

食品衛生法では、「食品、添加物等の規格基準」において、農産物等に残留する農薬等の量の限度（残留基準）が定められています。残留基準を超えて農薬等が検出された場合は、その食品を流通させることはできません。

農薬等の残留基準設定に関する従来の考え方は、いわばネガティブリスト制で、一定限度以上の残留を禁止する農薬等をリストにして、基準化していました。従って、残留基準の設定されていない農薬等が検出されても、その食品の流通を禁止することは、法的にはできませんでした。

また、残留基準の設定されている農薬等の数も国内外で使用されている農薬等に対してその約3分の1程度しか基準化されていませんでした。

ポジティブリスト制では、原則的に必要とされる農薬に対して可能な限り基準化を行うとともに、残留基準が定められていない農薬等であっても、残留基準のない農薬等に対する「一律基準」を設定し、それを超えて農薬等が検出された食品の流通が禁止されます。

ま

●宮城県食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき都道府県等が実施する監視指導等について、厚生労働大臣が定める食品衛生監視指導指針を踏まえて、都道府県知事等が毎年計画を定めるものです。

地域の実情を踏まえた食品衛生関係施設に対する重点的、効率的かつ効果的な監視指導のほか、流通する食品の検査、自主衛生管理の指導なども含めて計画を策定します。

●宮城県産生かき適正表示協会

宮城県産食品に係る表示の適正化を推進し、消費者の信頼を得るため、業者自らが自主基

準を制定し、これを県が認証する制度である「宮城県産食品に係る適正表示協会制度」（平成14年9月24日設置）に基づき、宮城県産かきに係る食品表示の適正化のために、県内のかき仲買・袋詰め業者により平成14年10月4日に設置されたものです。

●みやぎ食の安全安心県民総参加運動

「みやぎ食の安全安心推進条例」に基づき、「安全で安心できる食」の実現を目指し、食の安全安心確保対策が、持続的かつ着実な取組が図られるよう「食の安全安心取組宣言」及び「食の安全安心消費者モニター制度」を中心に、消費者、生産者・事業者及び行政の協働した取組として県民総参加運動を展開するものです。

●みやぎ食の安全安心消費者モニター制度

消費者の役割を自らの行動により積極的に果たす人材を育成するとともに、多くの消費者の目で食の安全安心を確認することを目的として、県内に住む食の安全安心に関心のある消費者の方々に消費者モニターとして登録してもらい、正確な知識の習得、日ごろの情報収集、県への情報提供、各種講習会等への参加等の活動を行ってもらうものです。

●みやぎ食の安全安心取組宣言

生産者・事業者の食の安全安心に関する取組を消費者に伝えることにより、自らの食の安全安心への意識の高揚を図り、消費者が食品を選択し購入する際の目安を提供することを目的としているものです。生産者・事業者は、県のガイドラインに従い自主基準を定め、その基準を公開するとともに、県が認めたロゴマークを使用して、食の安全安心の取組を広く県民にPRします。

●みやぎ食の危機管理基本マニュアル

食の危機の未然防止を図るとともに、危機発生時においては、迅速かつ適切な危機対応を行い、県民の食の安全安心の確保と風評被害による経済的損失を最小限に止めることを目的とするものです。マニュアルでは、危機の未然防止に向け、食の危機管理対応チームを設置し、非常時のみならず平常時においても情報の収集、共有化、必要な庁内調整等を行うこととしております。

●みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度

宮城県では、平成16年10月に国のHACCP（ハサップ；危害を分析し、重要管理点を定めて監視することにより、食品の危害発生を防止するシステム）承認制度より対象を広げ、県内（仙台市を除く。）の中小の食品製造、加工、調理を行っている施設でもHACCPの手法を取り入れ、一定レベル以上の衛生水準を保っている施設を評価し、業界全体の衛生レベルの向上を図るために、独自の食品衛生自主管理登録・認証制度を開始しました。

制度の概要

- ① 知事が要綱で定めた基準以上の施設・設備等を備え、自主衛生管理を行っていること認められる県内（仙台市を除く。）の食品製造施設等について保健所（支所）長が施設の「登録」を行います。

- ② 登録した施設が自主衛生管理を1年以上実施しているとともに、特定した主要食品を製造、加工又は調理する工程で基準以上の衛生管理方式を実施していると認められる施設について知事が「認証」を行います。

●無登録農薬

無登録農薬とは、農薬取締法の規定に基づく農林水産大臣の登録を受けずに、農薬的な使用を目的に販売・使用されている資材のことをいい、無登録農薬のラベルには登録番号の表示がありません。

登録を受けた農薬には、「農林水産省登録番号〇〇号」のように必ず農林水産省の登録番号が効果のある作物や病害虫名とその使用方法とともに記載されます。

無登録農薬と呼ばれるケースとしては、過去に登録されていた農薬で、安全等に問題があり販売・使用が禁止されているものや、日本では登録されていない外国の農薬などがあります。

ら

●リスク (Risk)

食品中にハザード（危害要因）が存在する結果として生じる健康への悪影響の起こる可能性とその程度（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）をいいます。

●リスク管理 (Risk Management)

リスク評価に基づき、すべての関係者と協議しながらリスク低減のための複数の政策・措置について技術的な可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置を決定、実施することといいます。政策・措置の見直しも含まれます。

●リスクコミュニケーション (Risk Communication)

リスク評価（後記）やリスク管理を行う中で、生産者から消費者に至るすべての関係者との間で、リスクに関する情報・意見交換を行う過程をいいます。

●リスク評価 (Risk Assessment)

食品に含まれるハザード（危害要因）を摂取することによって、どの位の確率でどの程度の健康への悪影響が起き得るかを科学的に評価することをいいます。

●リスク分析 (Risk Analysis)

食品を通じてハザード（危害要因）を摂取することによって健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合において、その発生を防止又は抑制する全過程をいいます。可能な範囲で、食品事故を未然に防止したり、悪影響の起こる確率や程度を最小限にすることなどを目的としています。

みやぎ食の安全安心推進条例

平成16年3月23日
宮城県条例第31号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 食の安全安心基本計画（第6条）
- 第3章 食の安全安心の確保に関する施策（第7条—第14条）
- 第4章 みやぎ食の安全安心推進会議（第15条—第20条）
- 第5章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県民の生命及び健康に関する権利の重要性にかんがみ、県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性及び信頼性（以下「食の安全安心」という。）の確保に向け、県及び生産者・事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、県、生産者・事業者及び消費者（以下「関係者」という。）による協働した取組を促進する施策の方針を定めることにより、食の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食品 全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品を除く。）をいう。
- 二 生産者・事業者 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第8条第1項に規定する食品関連事業者をいう。
- 三 関係法令 食品安全基本法、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、農業取締法（昭和23年法律第82号）、肥料取締法（昭和25年法律第127号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）、と畜場法（昭和28年法律第114号）、水道法（昭和32年法律第177号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）、健康増進法（平成14年法律第103号）、食品表示法（平成25年法律第70号）その他食の安全安心に関連する法令（条例及び規則を含む。）で現に効力を有するものをいう。

（県の責務）

第3条 県は、食の安全安心の確保に関しては県民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、施策を実施しなければならない。

2 県は、国及び市町村との役割分担を踏まえて、食品の生産から販売及び消費に至る一連の過程（以下単に「一連の過程」という。）において、必要な食の安全安心の確保に関する施策を適切に実施しなければならない。

（生産者・事業者の責務）

第4条 生産者・事業者は、関係法令を遵守し、安全で安心できる食品が消費者に提供されるよう必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、生産者・事業者は、県が第3章の規定に基づいて実施する食の安全安心の確保に関する施策及び措置に協力する責務を有する。

（消費者の役割）

第5条 消費者は、食の安全安心に関する正しい知識を身に付けるとともに、生産者・事業者及び関係行政機関に対し、意見を述べ、又は提案を行うように努めることによって、食の安全安心の確保に関し、積極的役割を果たすものとする。

第2章 食の安全安心基本計画

第6条 知事は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食の安全安心の確保に

関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食の安全安心の確保に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、みやぎ食の安全安心推進会議の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 食の安全安心の確保に関する施策

(生産及び供給体制の確立)

第7条 県は、生産者・事業者が安全で安心できる食品を生産し、及び供給するための体制の確立に関する必要な施策を実施するものとする。

(監視、指導及び検査の強化)

第8条 県は、食品の安全性、食品の表示の適正化等について、一連の過程において一貫した監視、指導及び検査に関する必要な施策を実施するものとする。

(情報の共有及び相互理解の促進)

第9条 県は、食の安全安心の確保に関し、情報の収集、分析及び公開に努め、関係者間の情報の共有及び消費者と生産者・事業者との相互理解の促進に関する必要な施策を実施するものとする。

(体制の整備及び連携の強化)

第10条 県は、食品の安全性を確保するための試験研究体制の整備並びに食品の摂取による県民の健康に係る重大な被害の発生の未然防止及び当該被害の拡大を防止するための緊急の対処に係る体制の整備に関する必要な施策を実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、食の安全安心の確保に関し、一連の過程において適切な施策を実施するため、国、他の都道府県、市町村等との密接な連携に努めなければならない。

(県民参加)

第11条 県は、食の安全安心の確保に関し、県民が幅広く主体的に関わることができるよう、県民の参加の促進に関する必要な施策を実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、食の安全安心の確保に関し、広く県民の意見を求めるための必要な措置を講じ、施策に反映するよう努めるものとする。

(危害情報の申出)

第12条 県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品についての情報を入手した場合は、県に対して適切な対応をするよう申出をすることができるものとする。

2 県は、前項の申出があったときは、当該申出に係る事実を確認するため必要な調査を行い、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、関係法令に規定する必要な手続をとるものとする。

(自主基準の設定及び公開)

第13条 生産者・事業者は、県民の安全で安心できる食品の選択に資するため、知事が別に定めるところにより、自らが提供する食品の安全性及び信頼性に関する基準の設定及び公開並びにその遵守に努めなければならない。

2 県は、前項の規定により生産者・事業者が行う基準の設定及び公開を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(議会への報告)

第14条 知事は、毎年度、食の安全安心の確保に関して講じた施策を議会に報告するとともに、公表するものとする。

第4章 みやぎ食の安全安心推進会議

(設置等)

第15条 知事の諮問に応じ、食の安全安心の確保に関する重要事項を調査審議するため、みやぎ食の安全安心推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

- 2 推進会議は、次に掲げる事項に関し、情報及び意見の交換を行い、必要があると認めるときは、知事に建議することができる。
- 一 食の安全安心の確保に関する県の施策及び施策の評価に関すること。
 - 二 食の安全安心の確保に関する関係者間の相互理解及び関係者の協働に関すること。
 - 三 食の安全安心の確保に関する県民参加の促進に関すること。
 - 四 その他食の安全安心の確保の推進に関すること。

(組織等)

第16条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 消費者を代表する者
- 三 生産者・事業者を代表する者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第19条 推進会議は、必要があると認めるときは、議事に関係する者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(会長への委任)

第20条 この章に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているみやぎ食の安全安心アクションプラン（政策及び施策の基本的な方向を定めた部分に限る。）は、第6条第1項の基本計画とする。

(検討)

3 県は、この条例の施行後3年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

みやぎ食の安全安心推進会議の委員	出席一回につき	11,600円	5	級
------------------	---------	---------	---	---

附 則（平成26年宮城県条例第63号）

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成27年宮城県条例第19号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。